

その宅地に對して四十九年間の借地權を與へる事になつて居る。尙此の法令は住宅改築の場合に於ても、その改築工事がその家屋の全工事の三分の一以上の程度のものにも同様に適用される事になつて居る。モスコウの如き大都市に於ては後者に屬する恩恵に浴するものが大分あるさうである。然るにこの國家的一大恩恵はその市民の無理解により土地若しくは家屋に對する無謀なる占有或は投機を誘致し、時と共に益々その弊害が増大せらるゝに至つた。故に此の趨勢を矯正して都市又は田園の健全なる發達を促進せしむるには、どうしても或る一つの社會的勢力の發動に待たねばならぬ。即ちその一つの手段として各都市に對して都市計畫を徹底せしめ、以てその發展を善導する事が目下の急務である。茲に於て千八百五十年

の建築條令に代はるべき新法令が發布せられた。尙此外に永年論争の種であつた土地讓渡に關する新法令も己に發布せられた。

露西亞の多くの都市の周圍はそれに接續せる町村の百姓の所有地であるが故に、都市の膨脹を妨げる事が甚しく、モスコウの如き戦前の人口増加率は毎年三・五パーセントであつたにも拘はらず、その發展は大いに阻害された。そして都市の邊境並びに郊外は凡ゆる建築條令を無視して無制限に建築をしたので、其の附近の死亡率並びに罹病率は甚だ高率を示すに至つた。一體合理的の都市計畫は將來二十五年間の種々なる方面の發達を豫想し、それを十分可能ならしむる土地の餘猶を有する都市でなくては、行ふ事は仲々困難である。そして之れは只單に

人口の自然的増加に伴つて起る種々なる必要を充たす爲めの  
みならず、更に進んでは一般民衆並びに軍隊の夏季の避暑移住  
地への日用雜貨品の供給などの爲めにも大いに必要な事であ  
る。此の目的を達する爲めに都市の隣接村落の併合に關する  
法律が規定されて居る。然しこれは多くの地方に於て反對せ  
らるゝであらうと豫期されて居る。それは何故かと云ふに、夫  
等隣接地帯はすべて百姓の所有に屬し、而かも彼等は無學なる  
が故に夫等の土地が都市として發達する事を好まぬ傾向があ  
る爲めである。然し目下の急務は矢張り土地買収の資金を準  
備して大規模にそれを斷行する事である。

尙此の法則と同時に今一つ都市計畫に關する法令が發布さ  
れ、今後三箇年以内に各都市が夫々過去及び現在の状態より推

して將來二十五年間の發達を豫想し、それに備ふる計畫を樹立  
させる様にした。今その計畫の内容を見ると、

- 一、都市計畫區域並びに住居可能地面積の決定
- 二、舊市街の改良並びに新市街の計畫
- 三、各地域地區の決定
- 四、道路系統の確立
- 五、上下水道並びに市内廣場の計畫
- 六、公園計畫の確立——公園の總面積の最小限度は住居可能  
地面積の十分の一
- 七、都市の外邊に綠地を少くとも百 *yards* の幅丈け保留せしむ  
る事

#### 八、交通機關の整理並びに計畫

最近に於ける露西亞の都市並びに田園都市運動

九、特種施設、例へば軍隊とか農場などには特に便宜を與ふる事  
露西亞の都市計畫は英國の影響を受けて居る事が多い。そ  
して都市計畫なるものは官僚的のものではなく、寧ろ社會的義  
務として夫々の都市住民の各々がその總てを負擔せねばな  
らぬものであつて、此の方面の種々の計畫は種々なる試練を経  
て、今日に於ては可なり合理的なものとなつて來たから、結局は  
総合的な一つの原則が歸納されるであらうと信ずる。そして  
現在に於ても己に小規模の都市計畫は所々に始まつて居り、夫  
々相等の成績を擧げて居るが、漸次此の傾向は一般的の社會運  
動として進展しつゝある状態であつて、最近に於て此の運動が  
益々具體化する爲めに露西亞田園都市協會が生れた。今その  
協會の目的とする所を列擧すれば、

一、田園都市、田園村落、田園郊外等に關する問題に就いて討議  
研究する事

二、都市計畫並びに労働者住宅等の問題に關して討議研究す  
る事

三、労働者階級へ向つて田園都市の理想を宣傳し、住宅問題に  
就いての知識を普及せしむる事

四、各都市の現状をより整備し、より美化し、より清淨ならしめ、  
尙破壊されたる市街の回復、家屋の改良などに努力する事

五、本協會と同じ目的を有する他の團體を後援する事

六、田園都市の部分的又は全體の實現に對する企圖に對して  
は十分の後援をなす事  
等がその主なるものである。

かくの如くして本協會は成立後日尙淺きにも拘はらず、着々其の理想實現に向つて相當の努力を爲しつゝある状態であつて、已に何回もの會合を開いて或は宣傳に又或は實行に努力して居る。かくしてモスコに於ては己にその理想が具體化され、同市の近郊に人口五千人(世帯數千、棟數三四百戸)の労働者向きの田園村落が出来たと云ふ有様である。

最後に一言したい事は、此の田園都市の建設は上流社會の爲めではなく、主として労働者階級の生活の改善を目的として居ると云ふ事である。

### 英米に於ける自由空地問題

戦後の國力回復に伴ひ、英國に於ても國民の保健、衛生に關する問題が一層重要視せらるゝに至つた。そして此の目的を達する爲めに最も有効なものは、戶外に於ける休養に對する相當の施設である。そして此の問題は夫々各地方の當局者が考へ

るのみならず、一般民衆特に多數の使用人を擁せる商店或は工場の經營者に依つて眞面目に考へらるゝ様になつた。

然し此の問題は今迄に相當出来上つた都市の内部に直ちにその理想を實現すると云ふ事は、仲々云ふべくして行はれぬ事

で、それにはどうしても今後都市計畫を實行せんとする都市と  
か、今後益々發展せんとする都市の郊外地とかに、豫めその計畫  
を樹て、其の餘地を存せしむる様にしなくては、仲々實行の困  
難な問題である。

尙此の問題に就いては、豫め具體的の標準を定めて置くこと云  
ふ事は必要ではあるが、又仲々困難な場合が多い様である。然  
しこの事は重大な問題であるから、その標準として今迄考へら  
れて居るものに就いて考へる事も、敢て徒爾ではなからう。

米國公園協會發行の公園に關する調査報告書一九〇二の中  
に、都市の公園面積としてその最小限度を人口二百人に付き一  
エーカーと發表して居る。そして其の標準算定の基礎は、只單  
に衛生、保安の立場許りでなく、其の公園の新設並びに維持、修繕

等に要する費用の負擔に對して、其の市民の經濟的能力と云ふ  
點をも考へて居るのである。

然るに米國に於ける都市計畫の權威者たる故ロビンソン氏  
は、その著書『近代の都市美』に、之は仲々云ふべくして行はれ  
るものではない、と云ふ事を力説して居る様であるが、然し一概  
にそうゆうべきものでもなく、的確と迄は行かぬもその大體の  
標準は有つてもよく、又有つて欲しいものである。

今其の標準としてその主なるものを擧ぐれば、

ジョーン・ナレン氏(米) 人口百人につき公園面積一エーカー

コネー氏(米) 人口百十五人に付き同 一エーカー

オルムステッド氏(米) 都市面積の約八乃至十パーセントを

有効距離の範圍内に適宜配置すること

トムソン氏(英)の意見は、ダンズイー市の公園計畫に際して其の標準として人口百五十人に付一エーカーとした。モウソン氏(英)の意見は、人口二百五十人に付き一エーカー以上數氏の意見を比較して見ると、其の限度は所要公園面積一エーカーに對し人口百十五人乃至二百五十人に及んで居る。尤も之は老若男女を總括しての、即ち全人口に對する各種の公園を網羅しての話である。

今運動場に就て少年團委員會(英國)の定めた標準を見ると、十四歳から二十五歳迄の人に對する運動場としては、人口千人に付き二・五エーカーの土地を必要とする云つて居る。之をして此

の場合、全人口の約二割が此の階級の人であると見做して居る。其の標準算定は次の如き假定に基いて居る。

- イ、十四歳以下即ち小學校生徒の程度のもものは、休日以外にも公園使用する事が出来るのであるから、休日には強いて使用し
- ロ、二十五歳以上の者に對しては、運動場としての特別の施設
- ハ、尙十四歳乃至二十五歳迄の者にしても、其の内の十分の一
- ニ、小破修繕或は地均し等の爲め、一週間の内三日間位は各運動場にて競技不能となる事とす。

ホ、尙十四歳乃至二十五歳迄の少青年男女の内、男は其の全

數の約三分の一女は其の五分の一位が、この種の運動場を  
活用するに過ぎぬ。

今此の假定によつて考へて見ると、若しも運動場が平坦で然  
かも水平で其上適當なる長方形であるならば、一組のフットボ  
ール或はホッケーを爲すに十分な廣さは最小一・二五エーカー  
で済む。然るに此のゲームには二十四人の人を要するから、今  
其の競技者は十四歳乃至二十五歳の男女總數の内で、女は其の  
五分の一、男は其の三分の一あるものとすると、結局その年齢の  
範圍内で競技をするものは千人の内で四十八人となる。即ち  
十四歳乃至二十五歳の少青年男女千人の内で二組の競技が常  
にある事になる。故に一競技に一・二五エーカー必要であるか  
ら、其の二倍即ち二・五エーカー必要であると云ふ事になる。

次にアベル、クロムビー教授がリバプール大學に於てその學  
生に口述されたものによると、十四歳以下の子供に對しては一  
人當り五十平方呎の割合で、而かも半哩以内の距離に一箇所宛  
の割合位必要であると云つて居る。何故かと云ふに、是等の子  
供達は〇・二五哩(約五丁)以上自から進んで運動場に出掛ける事  
も出来ないし、又父兄の監督も十分行届き得ないからである。  
尙同氏は此の運動場の面積に就いて詳しく述べて曰ふには、人  
口の約二割五分は十四歳以下の子供であるが故に、若し一エー  
カーに十二軒の家が有ると假定し(これが普通の状態なり)尙一  
軒の人數が平均四・二人とすれば、一エーカーには五十人の人が  
住んで居る事になり、其の二割五分即ち十二人半が十四歳以下  
の子供となる。そして半哩の直徑を有する圓の面積は約百二

十五エーカーなるが故に、其の範圍内に居る十四歳以下の子供の数は千五百六十人となる。そして其各々が夫々五十平方呎の運動場が必要だとすると、全體で約一・八即ち約二エーカーの土地を必要とする事になる。故に結局十四歳以下の子供の爲めには各半哩毎に二エーカーの運動場が必要となつて來る譯である。

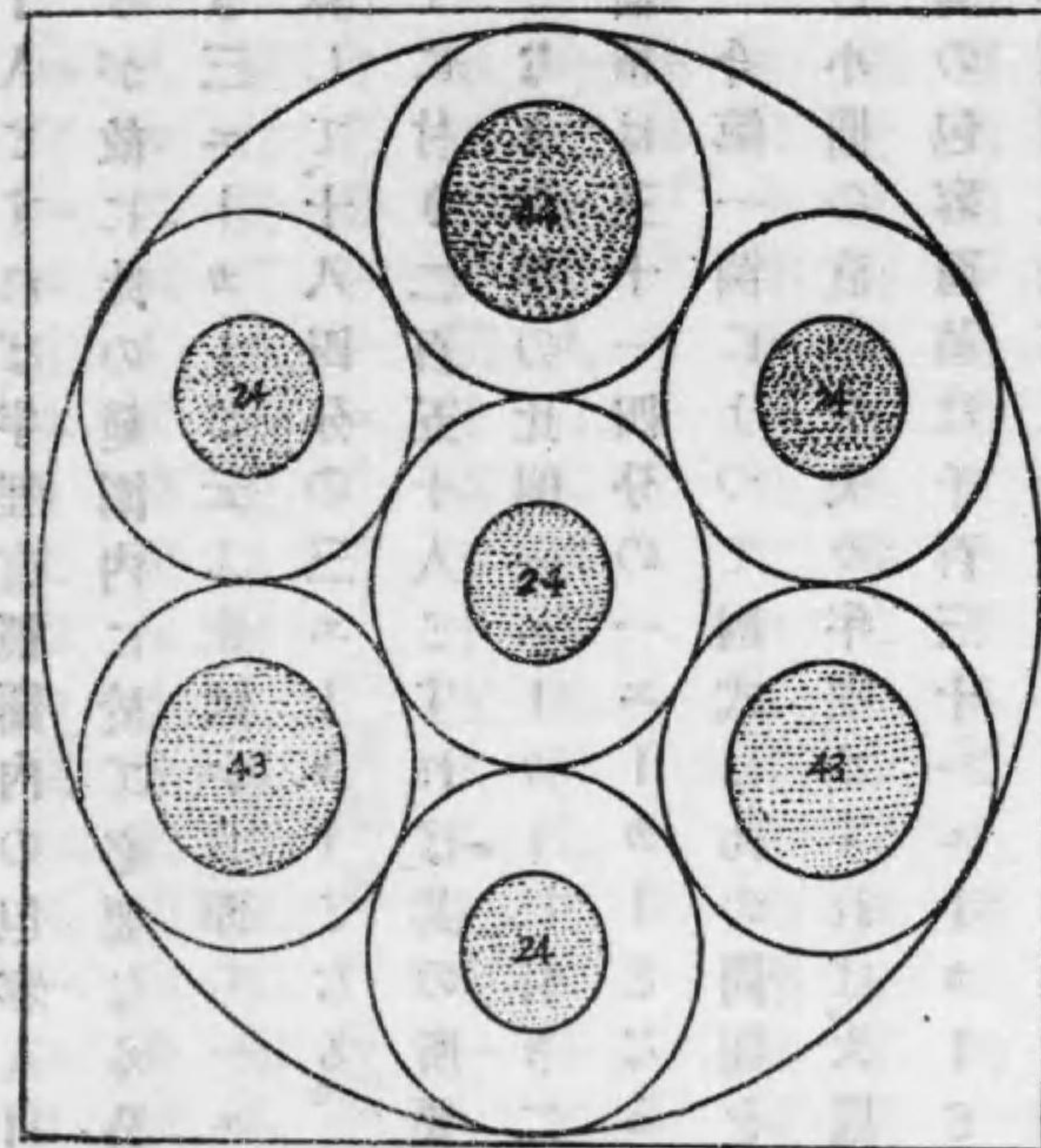
今之を全人口に換算比較して見ると、半哩毎に二エーカーと云ふ事は、丁度三千百二十五人に付き一エーカー即ち人口千人に付き三分の一エーカーの運動場の必要と云ふ事になる。

茲に於て今幼児より二十五歳迄即ち幼年より青年に至る迄の人々に對して必要な運動場の面積は、人口千人に付き  $1\frac{1}{3}$  エーカーとなり、従つて一エーカー内の平均人口を五

十人とすれば、半哩直徑圓内の包容人口は六千二百五十人となるが故に此の範圍内に於て必要な公園面積は人口千人に付き三エーカーと云ふ比例から(即ち一エーカー三百三十三人)打算して、十八四分の三エーカーとなる。尙其の比例を一エーカーに付き二百五十人とすれば其の所要面積は二十五エーカーとなり尙他の比例一エーカーに付き二百人とすれば、其の所要面積は三十一四分の一エーカーとなる。

今第一圖によつて圖式に此の問題を説明すれば、圖中の七個の小圓の直徑を夫々半哩とすれば、大圓の直徑は一哩半となり、其の包容面積は千百三十一エーカーとなり、各小圓の各々の包容面積は約百二十五エーカーとなる。今一エーカーに付き四十人の人口があると假定すれば(此の假定は實際英國に於ける





大圓ノ直徑ノ半ニ其ノ面積ノ1/3「エーカー」  
 假想人口 25,240人  
 小圓ノ直徑ノ半ニ其ノ面積ノ1/25「エーカー」  
 最小圓ハ各空地7示シ其ノ中ノ數字ハ各其ノ面積ノ  
 數ハスモ1トス  
 自由空地ノ總面積  
 $44 + 43 \times 2 + 24 \times 4 = 226$ 「エーカー」  
 即チ大圓ノ面積ノ約1/3  
 即チ人口約二百人ニ付自由空地ノ「エーカー」ノ割  
 合トナル

九つの都市の全面積に對する人口の平均値より取れるもの其の大圓中に包含し得る人口は四萬五千二百四十人となり是に對して前述の公園面積の比率即ち人口二百人に對して一エーカーを當てはめる時は、其の所要公園面積は二百二十六エーカー即ち約全面積の二十パーセントとなる。次に小圓内の各々に就いて前述の割合を當てはめると其の七個の小圓の總計所要公園面積は百三十一エーカーとなる。茲に於て先きに算出した二百二十六エーカーとの差は九十五エーカーとなり、全體としてはこれ丈け餘分になるが、此の餘地は前述の目的以外に又あの範圍以外の人々が利用するものとして、矢張り公園として必要なものとするが適當であらう。故に今二百二十六エーカーを此の七個の小圓内に適當に圖式に分布すると、第一圖の

英米に於ける自由空地問題

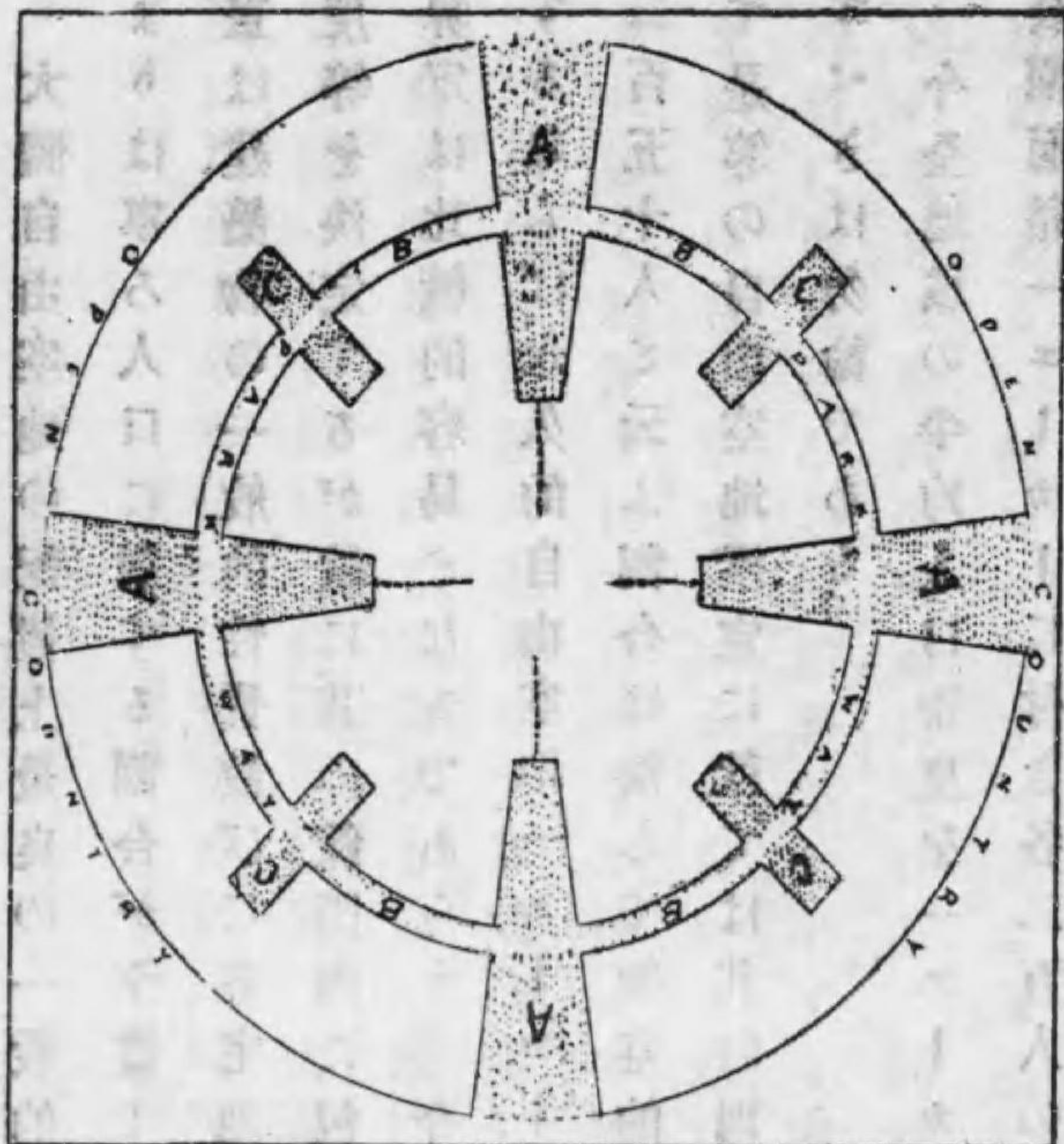
如くなる。勿論是は單に紙上の圖式解法に止まるのであつて、實際問題としては其の地形なり其の他のロトカリチーを參考して決定すべきものである。

尙學校への交通並びに學校の位置との關係或は美觀地區等の關係に就ては十分考慮すべきである。

尙プロヂイ氏は此の問題に就いて次の様な事を云つて居る。即ち其の都市へ來る旅行者に對しては其の好い第一印象を與ふる爲めに都市の入口の幹線道路の附近に氣持好く設計せられたる公園又は公園道の設立を唱道して居る。

次にランカシヤイ氏は第二圖の如き圖解法に依つて其の理想を具體化して居るが尙之に英米各都市を例として考へて見やう。

第二圖



英米に於ける自由空地問題

大圓ノ直徑丈哩其ノ面積 1,131.5-4-1  
 假想人口 45,240人  
 Aノ面積(公園道ヲ除ク) ..... 152  
 Bノ面積(公園道ヲ除ク) ..... 38  
 Cノ面積(公園道ヲ除ク) ..... 226  
 即チ  $A+B+C = 226$   
 即チ大圓ノ面積ノ  $\frac{1}{5}$   
 即チ人口ニ百人ニ付、自由空地ノ割合トナル

大體自由空地の配置上最良の一般的標準は、當該都市の面積よりは寧ろ人口に對する割合が至當であらう。そして都市計畫は建築物の一般的性質並びに各宅地の建築面積に對する密度等を決定するが故に、其の範圍内に包容せらるゝ人口は其の算定は比較的容易となるであらう。今假に前述の標準を採用するならば、永久的自由空地一エーカーに對し人口二百人乃至二百五十人と云ふ割合は決して架空的のものではない。そして是等の自由空地撰定に就ては其の地方の經濟事情をも考慮すべきは勿論である。

今全地域の平均人口密度を一エーカーに就き四十人として、公園面積一エーカーに付き各二百人の割合とすれば、其の公園面積は全地域の五分の一に相當する事になる。

#### 英國に於ける實例

次に掲ぐる圖表は英國内に於ける諸都市の自由空地に關する統計であるが、茲で一言すべきは海濱に在る都市であつて、この種の都市は奥地の都市に於けると同様の自由空地を有すると同時に海岸沿ひの所謂斜濱を有する事である。これは嚴密な意味では自由空地とは云へぬかも知れぬが、實際には其れと同様に好く利用されては居るが、他との比較上其の面積は除外した。尙此の海濱の都市の人口は時期に依つて増減が著しいので、自由空地と人口との關係も亦一概に斷ずる事は出来ぬが、最近全國一勢に行はれた國勢調査千九百二十二年の時の統計に現はれたものによつて、各都市を比較する事にした。

# 筆硯餘墨

都市名	人口	都市有面積	都市有効面積	自由空地	自由空地ノ都市有効面積ニ對スル百分比
アラツクブール	七、八〇〇人	一、七四	四	二五〇人	一八
アリストル	三七、〇六一	一〇、三六	七	四〇	九
ケンブリッザ	五、二六一	三、二二	一九	一八〇	二
ダールビ	一三〇、〇〇〇	四、二五〇	三	一、〇三	三
リ	四八、三〇〇	一、九〇〇	三	三〇	〇
ニューカッスル	二七、四〇〇	九、二九五	三	二五	〇
シエツフィールド	五九、三三九	二、三三六	四	五七	七
シユリユウスベリ	三、〇三三	八五〇	三	六〇〇	六
サウサンド・オン・シー	一〇八、〇一一	三、四〇〇	三	二八〇	二
平均	—	—	三	—	二

### 現代都市の理想

現代文明の中心はその大部分は都市にあるが故に、一名都市文明と云ふも敢て過言ではない。そしてこの都市文明のジャームは所謂文化生活にある。然るに近來兎もするとその名に捉はれ過ぎて上滑りをする傾向はないか。「文明は物事を強ひて複雑化する事だ」とは、現代文明の余弊を喝破した皮肉ではあるまいか。人々が都市へくと順禮する所以は、何もこの複雑を慕ふ爲めではなく、人の本能性とでも云ふべき文化的向上心に促されての事で、我々の衷心の希ひは矢張り單純生活そのものだ。

現代都市の理想の一つも亦茲にある。如何に都市の組織が

擴大されても、其の内に自づから一脈の連絡統一あらば、それは複雑ではなく寧ろ單純だ。茲に都市有機化の意義がある。

お互は不具でない限り、美色、美音、美味を経験する時は一種の好感を覚える。この美に對する懼れは人間の本能の一つであるが、然かも我々都市生活者は此の點で本能の満足を得て居るかごうか。現代の文化生活に於ては美は己に必需品の一に數へらるゝに至つた今日、強いてこれを贅澤視する人あらば、それこそ時代逆行の誹りを免れぬだらう。吾人は今少しく我國現代の都市に美的要素を注射したく思ふ。

數知れの地方青年は自由を求めて都市へ行く。そして現實曝露の悲哀に泣く。現實の問題としては都市でも農村でも眞の生活の自由は仲々に許されてない。殊にそれが都市に於て

甚しい事は何とかしなくてはならぬ問題の一つだ。生存より生活への原動力は即ちこの自由である以上、生活改善運動の目標も第一は茲に置かねばならない。自由なき所には眞の生活はない。

現代に於ける民衆運動のシンボルは平等である。然しその平等觀にも二様の傾向がある。即ちその一つは絶對的平等觀、即ち猫も杓子も皆同じだと云ふお伽話的の平等觀と、今一つは差別的平等觀、即ち猫は猫なりに杓子は杓子として夫々の宿命的差別相を是認しての平等觀だ。然らば現代都市の理想の一たる平等は一體そのいづれのものかと云へば、吾々の生活それ自身に夫々の差別相を見出す今日に於ては、どうしても後者に屬する平等、即ち各自の生活を基調とせる平等であらねばなら

ぬ。

或る人は都市は凝結せる藝術品だと云つた。成程藝術の理想は眞善美の創造であると等しく、現代都市の理想も亦その都市の住民各自の生活を基調とせる眞善美の創造に外ならぬと思ふ。

### 都市の田園化と田園の都市化

#### 都市生活と田園生活とは補角の関係

諺に「田園は神の仕業であり、都市は悪魔の仕業である」と。蓋しこれは都市及び田園の本質を言つたものではなく、唯不自然なる現状を表明した名言だ。其の本質を考へて見れば、都市も田園も相對的立場に於て共に價值ある神と悪魔との共同事

業の所産である。随つて其の兩所に於て共に助長すべき美點もあると共に、又改善すべき缺點のあることも知らねばならぬ。茲に於てか吾人は其の兩極端、即ち神の棲家たる田園でもなく、又悪魔の住む都會でもない人間の住むに適する棲家を求めて已まぬのであつて、この人としての切なる希ひの一つが都市の田園化として現はれて來た。

我々の希望は只端的に半面的のこのみを求めるものではない。恰度都會に住む人がたまの日曜日一家連立つて郊外散歩を楽しむことゝ、百姓が農閑期を利用して都へ赤毛布を極め込むことゝは、其の各々の生活に於て共に補ひ得るあるものを具備せる證據であつて、お互人間としての生活の微妙なる點に注意して考へ及ぶ時、俱に兩所に捨て難き環境を見出すことが

出来る。これ即ち都市生活と田園生活とが兩者互に補角關係に於いてある證據ではあるまいか。

### 都市の田園化

近代の都市計畫は一面に於て其の行詰りを來したと言はれて居る。それは一體何故かと云ふに、餘りに都市が都市らしくなり過ぎた事と、今一つは都市らしくしやうといふ空しき努力を發見した爲めである。曩にも述べた通り、人は全然都市的にも亦全然田園的にも共に生活の安定を見出し得ない以上、都市に於てもその生活の反面に田園趣味を味ひ度いとは誰しも希ふ處であり、これが最近に於ける都市計畫の悩みの一つである。そしてこの都市の田園化の問題は多岐多様で、しかも簡單に論議し得べきものではないが、今その内の二三の事項にい就て考

へて見やう。

先づ第一は公園である。公園には所謂廣場とか、或は遊歩地とか、猶ほ少しく人工を加へ自然の風致を加味した中公園とか、全然天然の風致其儘を取り入れた大公園とかがあるが、要するに都市並びに其附近に於て或る一定の場所を劃し、其處に田園趣味を味はしむる事がその設立の一つの眼目である。然るに公園を低級なる娛樂場かの如く考へ、公園内にて徒らに暴飲暴食をなし、或は垣を越えて花園を荒し、其他諸種の社會的施設物を毀損する者あるは、公園の尊き使命を解せざるも甚しい。尙昔は公園は兎糞的に各所に存在せるのみであつたが、それは十分にその効果を舉げ得ぬ事に氣付き、現今に於ては成る可く其の各々を公園道を以て連絡して、一つの公園系統を形成せ



しめ、その能率を十分發揮せしむる様に努力して居る。

次は並木である。その植樹に際しては地方的状態に適應する樹種の選定並びにその配列如何が問題である。樹種選定に關しその基礎的標準とも云ふべきは、落葉樹にして、土地並びに氣候の變化に對する適不適少く、害虫、病菌、其他の天災によく堪へ、樹型整然としてその管理に便であり、移植し易く、比較的經濟的なるものがよいとされて居る。今これらの諸條件に従ひ一般的に街路樹として認められて居るものを紹介すれば、  
銀杏、柳、篠懸木(プラタナス)、梧桐、三角楓、七葉樹(トチノキ)、槐、百合木、榕、刺槐、  
等がその主なるものであらう。配列に就ては、都市全部に涉り餘り劃一的でなく、その背景をなす建物の高さ並びに様式等を

考慮して、適當にその高さなり樹種なりを加減すべきである。

然し同一の町筋は矢張り劃一的に統一する必要がある。かくして適當に配置されたる竝木は、比較的經濟的で然かも公園の補助的施設物として且又都市美觀上大いなる使命を有するものなるに拘はらず、比較的一般市民から疎んぜられ、兎角繼子扱ひにせられ勝ちなるは、又都市の田園化に對する觀念の缺乏を物語る一つの證據ではあるまいか。

第三は個人庭園の解放である。一面に公園とか或は街路樹とかの徹底を計つても、その半面に個人の住宅地に於て到る處に高塀を廻らし、宛も監獄の如き感を起させる様では其の完璧は到底望まれぬ。然るに幸ひ近頃では其の邸宅の一隅に文化的住宅の建設せらるゝあり、或はその高く廻らされた塀は低き

に改められ、然かもその塙越しに美しき庭が行人の眼を喜ばしむる様な新しい試みも、所々に散見し得る様になつたのは、確かに個人庭園解放の一つの現れと見てよい。

猶ほ進んで都市の真中に必要以上に廣大な庭園を有するものは、宜しく公共の爲めに之れを解放すべきであると思ふ。尤も市民教育が今少しく向上せねばその徹底を期する事は或は困難であるかも知れぬが、一面からは心ある個人が斯くの如き犠牲を顧みず喜んで解放する處に、この理想への進展を促がす事が出来るのではあるまいか。

第四は都市隣接地の整理並びに制限である。如何に都市の現在地域内を整理するも、無限に發展せむとする勢を以て擴大して行く其の隣接地の整理並びに制限を怠らんか、現今大阪及

び東京の郊外地に於て味ひつゝある苦き經驗を、再び繰返さねばなるまい。都市計畫の一つの眼目は舊都市の整理にあるが、又一方今後發展せむとする地域の整理並びに計畫にある事は一般須知の事柄であつて、然かもこの後者が我が國都市の現状より推して最も重要な研究問題であるに徴しても、一層深い意義を見出す次第である。

尙本問題に關聯して考ふべき事は、一體都市を無制限に膨脹せしむる事は果して適當なりや否やの問題である。古來より都市の膨脹を制限せんとする運動は多々あつたけれども、これが兎角不成功に終つた所以のものは、それが餘りに形式に流れて居つた爲めではあるまいか。都市讚美者から言はせれば、都市の膨脹は天下の大勢で已むを得ぬ現象と極め込んで居るや

うだが、それは従來の如きやり方での當然の歸結に過ぎぬので、それが果して絶對的現象であるかどうかは今少しく慎重に考慮研究を要する重大なる問題である。

#### 田園の都市化

これも色々な方面から比較研究すべき重大問題でしかく簡単に云ひ盡せるものではないが、今その一二に就いて述べて見るならば、

第一は衛星都市である。即ち膨大なる一單位の存在よりは、小じんまりせる數單位の堅實なる掘手の方が、都市の發達上適當であると云ふ結論から生れた一つの現象である。例へば五十萬の人口を有する一つの都市を作る代りに、適當なる場所に十萬宛の都市を五箇所に配列し、然かも其の間を具合よく連結

せしめて、茲に一つの都市系統を完成すべしと云ふのである。そしてこれは單なるユートピアに非ず、一部都市計畫者の内に眞面目に研究せられつゝある問題であつて、理想的都市計畫として今後大いに世界的勢力となるであらう。

次は田園都市の問題である。この事に就ては曩きに『田園都市に就て』に於て少しく述べて置いたから別に云ふべき事はないが、只一事、即ち田園の都市化としての産業状態が都市のそれど如何に異つて居るかを見るのも亦面白い事である。

元來都市に於ける産業に就いて考へねばならぬ事は、それが餘りに産業中心になり過ぎる事である。一つの都市が全然工業に携はる人若しくはこれに依つて生活の途を立てる人を以て組織せらるゝ事は實に危険千萬で、これは單に經濟上の危険

がある許りでなく、社會的に住民の都市心理に急激なる變化を與へる惧があるものである。然るに田園都市に於ては、市街地の周圍は永久に農園地帯によつて取圍まれ、商工業に配するに農業を以てその跛行的傾向を緩和せんとするのである。かくして田園都市は産業的にも現代都市計畫の行詰りを切拓く一つの鍵として一般から大なる期待を以て迎へられて居る。

斯くの如くして現代都市計畫を論ずるには、一面からは都市の田園化を考へ、又一面には田園の都市化を考へ、兩者互に相倚り相援けて、此處に眞に人間の住むに適する理想郷を建設せむとする氣運に向つて來た事は大いに欣ぶべき事である。

之を要するに、近代社會現象の一たる人口の都市集中を調節するの途は、單に立法的形式に據らず、寧ろ現代人をして農村を

嫌つて都市に集中せしむる勢力を自發的且つ自然的に喰止める條件を考へ、これによつてその氣運を緩和すべき一つの勢力を増進せしめ、その改善せられたる條件の下に、一面に於ては都市を田園化し、他面に於ては田園を都市化して、其の各々の環境の中に設立されたる一つの理想郷を建設すべく、努力する事が最も肝要なりと信ず。

### 都市改善と兒童教育

二十世紀は兒童の世紀である。即ち『子供は大人を小さくしたものではない』と云ふ考へ方が一般に認めらるゝ様になつたのは、確かに二十世紀の誇りではあるまいか。従つて子供の教育と云ふ事にも大分その趣が異つて來た。曰く自由教育、

曰く社會教育、曰く自然教育、曰く藝術教育等其の學説は續々發表せらるゝに至つた。私は元よりその方面の門外漢であるから、それらに就ての是非を云々する積りではない。只其の内の社會教育の一部として、机上一輪の花を添へたい事がある。

すべて時代の産物にはその時代文化を反映せぬものはない。従つて現代の如くすべての文化が民衆的となれる今日に於ては、又その文化促進に對する計畫なり施設なりは、すべからく民衆的でなくてはならぬが、又實際かくなりつゝある傾向がある事は吾人の認め得る所である。然るに茲に一つの謎がある。即ち成程計畫なり施設なりは漸次民衆化されつゝあるけれども、それを運用する人、それ自身が、その計畫なり施設なりと併行して否それ以上に民衆化されて居るか否かと云ふのである。

現代に於ける社會問題の多くか兎角行詰り勝ちなるは、果して制度施設のみの罪かどうか。否寧ろ夫等を運用する人の罪ではないかと云ふ事が眞面目に論議研究せられる様になつた事は、前述の謎に對する解答への第一歩ではあるまいか。

すべて社會的制度施設運用の妙諦は、夫等を運用する人が夫等の制度施設に對して萬腔の同情を有する事である。そして同情は理解より、理解は教育よりと云ふ事に思ひ及ぶ時、吾人は茲に民衆教化の必要が切實に感せられる。

民衆の教化！ それは大きな問題である。殊に都市問題に對してのそれは重要中の重要、急中の急務ではあるまいか。民衆の教化には自づから階梯がある。俗に『三つ子の魂百までも』と云ふ通り、民衆教化の第一階梯は確かに子供にある。茲

に中小學校教育並びに家庭教育が近時益々その重要さを認めらるゝに至つた最大原因がある。

都市は享樂の中心であると同時に、不安の中心でもあると云ふ事は、一般に否定する事が出来ぬ事實であつて、然かもその不安に脅かされるゝ事の多いのが子供である事は、明かに統計によつて示されて居る。

この都市生活の不安が産んだ一つの運動は都市計畫運動である事は一般須知の事であるが、今この事實を靜かに眺める時に、私は實に面白い宿命的な現象を發見する。即ち主として子供によつて誘發されたこの都市改善運動は、又その子供によつて懸て完成されねばならぬと云ふ事である。

茲に於て私は教育當事者に一言を呈したいのは、現行の中小

學校の兒童用教科書中に、都市改善運動に関する記事を極めて解り易く且つ面白く挿入して頂き度い事であるが、若しそれが出来なければ、せめて教師諸君が授業時間の間に講話的に話して頂き度いのである。米國に於ては己に小學校教科書中に明かに都市計畫に関する記事が挿入されてあるさうだが、これは一米國に止まらず、他の先進國に於ても夫々その道が講せられつゝあるものと思はれるが、我國に於ても一日も早く此の事の實現されん事を祈るものである。

### 量と質

住宅難の聲は近時一層甚しくなり、それに對しては官民共にその解決に向つて相當の努力を惜まぬ様になつた事は、我國に

とつて先づ不幸中の幸と云はねばならぬ。

然かもその解決策としての二方面たる量と質、即ち住宅供給策と住宅改良策との内で、孰れを先きにするべきかに就ては多く議論の分るる處であらうが、現下我國の状態を顧る時は、どうしても先づ量の方面より出發すべきではあるまいか。

尙都市計畫問題の内でこの住居問題に關聯し、然かも同等の重要さを占めて居るものゝ内で見逃す事の出來ぬのはかの道路問題である。

云ふ迄もなく住宅と道路とは互に相對的の價値を有するものである以上、その孰れかを度外視しては満足な結果を見出す事は難かしい。住居問題は即ち交通問題であるとは都市に於ける金言であつて、然かも道路がその交通問題の基調をなして

居る我國の現状に於ては、住居問題は即ち道路問題なりと云ふ事が出來やう。

かくの如き地歩を占むる我國都市の道路の現状如何を考ふる時、實に思半ばに過ぎざるを得ない。或る外人が東京の道路を評して、『これは道路の敷地ならん』と皮肉つたさうだが、これは獨り東京の道路のみならんやである。

然しそれは兎も角として、かゝる現状に對しては吾人は何とかしなくてはならぬ。即ち道路問題は已に議論の時代を過ぎ、て實行の時代となつた。そしてこの場合にも矢張り量と質との問題にぶつつかる。

岸博士は此の問題に關し、東京市の道路に就いて先づ量を先きにすべきを主張せられて居る様であるが、之れは獨り東京の

みならず我國の都市に就てはなべて至當な議論ではあるまいか。

即ち現代に於ける我國の都市の道路問題の解決策としては、量がアルファであり質がオメガカーであつて、かくしてこそ道路の眞の恩恵を都市の隅々に迄均霑せしめる事が出来、それが廳では都市計畫を民衆化する第一の歩みとなす所以ではあるまいか。

### 都市と人

都市は恰も活ける有機體の如し  
交通機關は手と足なり

電信電話は神經組織なり  
電燈瓦斯燈は目なり  
停車場は口なり  
公共的施設は内臓なり  
道路は骨格なり  
家屋は筋肉なり  
市役所はその頭腦なり  
善哉この言や  
實に都市は生きて居る  
然かも有機的に統一されて  
曾てトルストイは  
人は愛によつて生く



と喝破した。

然りし然りし大いに然り!!

然らば問はん

都市は何によつて活くるか

之れ興味ある問題なり

深刻なる謎なり

この謎を解かずして現下の都市問題を云々するは、恰も木によりて魚を求むと同断、千年河清を待つが如し。

遷生元よりその秘密の殿堂の鍵の所有者に非ず。只曾て聞きし外人の言を思ひ出し、以てその答へに代へんと欲す。

曰く、都市の第一財源は先づ市民の理解なりと。

蓋し之れその謎の全解には非ざるべきも、他山の石以て一顧

の値なしとせす。

又古藤に曰く、

健全なる精神は健全なる身體に宿る

とか。

吾人都市の恩恵に浴せるの徒、誰かその都市の健全なる發達を希はざるものあらんや。

然かもその依つて立つべき根據を究め居る者、それ果して幾許ぞや。

近時眞面目なる都市問題研究者は、

一齊に

あゝ人なる哉人なる哉

制度施設は未なり

都市と人

要はその人を得る事なり

と叫んで止まない。

然り

都市その人を得て民風興り

民風興りて市政自づから振ふ

かくしてこそ初めて都市は健全に發達するに至る。

古人曰ふ

風を移すは百年の事業なり

然り

百年かゝるも之を努めざるべからず

龜の歩み以て千里の丘を究むるを得ん

## 日本の都市

誰かが

日本の國には

身體を包むものはあるが衣服は無い

食物は有るが料理は無い

住居は有るが家屋は無い

と皮肉つて居る

迂生之れに蛇足して曰く

日本の都市には

通路はあるが街路はない

日本の都市

運漕機關はあるが交通機關はない

廣い空地はあるが公園はない

土地はあるが宅地はない

膨脹は有るが成長はない

即ち動物の生存には適するが人間の生活には適しない

### 市民権か生活権か

近代文化都市の市政の大部分は、政治でなくして最上の意味に於ける事業經營であると聞かされると、自づと膝を打たづには居れないではないか。

市民としての喜びも亦誇りも、こゝから出たのでなくては駄

目だ。其處にこそ市民権の眞の權威があるのだ。

然るに我國に於ける大都市の市民が、然かも相當の市民が、好んでその権利を遠慮なく放擲して、市の郊外へと移り行く現状は何を物語つて居るのか。

それは云はずと知れた、幸福なる生活への順禮なのだ。即ち生活権確保への強い憧憬である。

安全第一と云ふ君子的モットーは、現代生活のアルファであり又オメガである。

生活権の確保なくして、何處に市民権の權威がある。た互は人間である以上、只明日の都市をのみ夢みて、其處に都市生活の幸福を皮算用する程の好々翁には到底なり切れぬ。

茲に都市計畫に於ける實際問題としての大きなデレンマが

ある。

### 近世のスフィンクス

エジプト文化の一表徴たるかのスフィンクスは、今も尙旅人の一目標たるを失はぬ。而かもそは、只單に旅人の好奇心を満足せしむるに止る骨董的一目標にてはあらず。黙々として流れ行く時の流れに超越し、而かもその各々の時代に意味深き謎を投じて居る。詩人、畫家は、そのあるが儘なる姿に見入つて、或は筆に或はカンパスにその時代藝術を讚美するものもよい。然し尙更にその各々の時代世相に鑑みて、考ふべき事爲すべき事等をかのスフィンクスを通して深き暗示を得る事も、亦吾等の

爲すべき努力ではあるまいか。而かも吾等はその謎の對象を遠きエジプトに求むるの要は更に無い。吾等各々のスフィンクスは、吾等各々の近くにある。即ち吾等はその未だ見ざる遠きかなたの概念的スフィンクスを撞がるる代り、その眼前の現實世界に於て體驗し得る環境の中に、活きたるスフィンクスを見出して其處に力の泉を掬まうではないか。

かのビヤード博士は『近世都市は近世のスフィンクスである。其れは凡ての國の政治家等に對して近世の工業文明は永續し得べきか、又はバビロン、エジプト、ギリシヤ及ローマの如くに滅亡すべきかと云ふ難問を發して居る』と云はれた。

實にも近代都市は活ける一大スフィンクスである。而して多くの人々はこの活ける謎を解かん爲め都市順禮の途に上る。

然かもそのある者は、與へられたる謎を解き得ずしてこの一大怪物の餌となり、空しく路傍の白骨とはなる。かくして現代都市生活者の不安は益々増大しつゝある。あゝ近世のスフィンクスは、矢張りエジプトのスフィンクスのその如く、その儘永遠に遺さるべきものであらうか。

又かのトーマス・ゼファソンは『都市は政治社會の有する腫物であり、革命や反亂や悪疫等の發生地である』と説いた。

成程都市に於ける社會相の一面に於ては、此の言葉を未だ完全に打消し得ざる歎きは無いではない。然し他の半面に於いては、それにも増したる喜びを隨所に見出し得て、吾等の生活を意義づけ且つ闊ほして呉れるものゝ多々ある事をも見逃す事は出来ない。即ち都市生活者の福音は、文化都市の交響樂とし

て吾等の心の耳を常に喜ばせて呉れつゝあるではないか。

都市生活者の福音！ それは何によつて與へらるるのであらうか。

ビヤード博士は『市政は今や只單なる市民制御の問題より進んで、寧ろ市民にその生活の必要條件を配給する域に達した』と喝破されたが、この配給の完全圓滑こそ、その福音の鍵である。而してこの配給は近世の自然科学を基礎とした民衆的都市行政に外ならぬのであつて、茲に文化都市繁榮の原動力が潜在して居る。故に今後の都市をして、各々その獨立的機能を發揮せしめんとならば、宜しく二三の政治屋の下劣なる野心を満足せしむるが如き所謂駈引政治を改め、都市問題に就いて眞に理解と同情と經驗の深き有力なる政治家と、之れに配するに各方面

に於ける優秀なる多數の技術家を以てし、尙之に加ふるに一般民衆の犠牲的後援によつて、合理的配給の實を擧ぐるに努めなくてはならぬ。

### 震 災 隅 感

人命を損ひたる點に於て、又財貨を失ひたる點に於て、將又社會文化の進展を阻害せる點に於て、共に世界的の新記録を作れる今次の關東地方の大慘害からは、すべての人々がその各々の立場に應じて、尊き體驗と多くの參考資料とを得た事は云ふ迄もない事である。

思想其他の社會問題に就いてはしばらくおき、吾々技術者は

その技術上の立場から、過去に對する責任と、現在に對する始末と、將來に對する計畫等に關し、慎重なる調査と、綿密なる研究と、正確なる判斷とによつて、再びかゝる慘害を繰り返さぬ様に努むると共に、尙進んで此の機會に、更によりよきあるものを創造する事によつて、一般民衆の利便幸福を増進すべく、善最の努力を惜むではならぬ。自明の事ながら、此度の慘害そのものは、只僅かに關東地方にのみ限られては居るが、それがやがて又何等かの形に於て、何時何處に現はるるやも計られざるを思ふ時、只安然對岸の火災視する事は、少しく技術的良心を有するの徒は、敢て爲し能はざる所であらう。

余は未だその慘害の實狀に就きて、親しく見聞するの機を得ず、只新聞紙或は親しく實見せし人々によりて得たる材料によ

り少しく卑見を述べて見やう。

地震には又必ず火事が付き物で、殊に今次の如き大惨害の結果から見ると、その破壊せし残骸に就いて、どの程度迄が地震によれる被害であるか、又従つてどの程度迄が火災によれる被害であるかは、その判別に苦しむ場合が多からうと思はれる。故にこれらのすべてを綜合して、耐震、耐火並びに防火等の點に就いて、只思ひ付いた事項を、断片的に綴る事にしやう。

地盤——廣い意味の建設物とその地盤との關係は、云はば水魚の關係も同断、今更らしく問題とすべき性質のものではないが、兎角健忘性の日本人は、かの安政大震災の活教訓も、喉もと過ぎし暑さかの如く、かの最も新らしき沖積層なる下町方面へ、何

の遠慮もなく過度密集の商工業地域を建設したその報は、亦第二の安政否超安政の大惨禍に見舞はれた事は、當然と云へば余りに當然とは云へまいか。衆望の中心を爲す帝都復興院は、果してこの謎を如何に解かんとするか。要は今後の問題である。基礎——己に建物としての保證期限も切れ、且つ所々に補強工事を施し、市内に於ける骨董的建物の一なる參謀本部が、不思議にも依然たる形體を存せるに反し、その建設年代に於て、又建築様式に於て共に新らしき三菱村に於ける大建物が相當の被害を被れるは、一體何を物語るものか。聞けばかの參謀本部は、その建設當時は人々から笑はれた程實に頑丈な基礎を作つたものだそうだ。當時の嘲笑は今の感服と變る。眞の技術者の權威は、かうしてポツ／＼と地に跡を印して行く。

### 建築物

耐震耐火構造は鐵筋混凝土構造なるべしとは、三尺の兒童と雖も知る時代とはなつたが、さて震災前の東京市の建物の統計を見ると、その全數の八割以上も未だ昔ながらの木造なりしを思ふ時、知る事と行ふ事とは、如何にその間に距離があるかが分ると共に、此の點では未だた江戸時代であつた事も分るではないか。機會と云ふ神様の頭には、後には髪がないとか。今度こそはと云ふ言葉を再び繰り返さぬ決心が、今度こそはつきりなものだ。

建築材料の撰と並んで大切なものは、構造組織の統一である。元來家屋は一種の有機體と見るを得べく、その各部の構造には、自づから一脈の連絡統一がなくてはならぬ。而かもそれは只單にその間取りとか、裝飾とかの點許りでなく、住居の安全と云

ふ點から、防火的にも亦統一されて居らねばならぬ筈である。例へば壁は十分耐火的でも窓の構造に一簣の功を欠いで居るならば、それは狸の土船である。

喬木の梢は風雪の害繁しとは、獨り人生行路の大教訓のみならず、地震國なる日本では、取つて以てこれを建築物にも適用する必要があるまいか。果せる哉、今次の震害を受けたる建築は、主として五階以上のものなりしと聞くに及び、今迄の所謂市街地建築物法が、その高層建築取締上、或る點は歐米の直輸入にては非ざりしかと疑はれても止むを得ぬ點が、果して絶無と斷じ得るや否や。即ち今後は今少しくその高さの制限を低下せしむるの必要はあるまいか。

特殊地區——貧富の差別相より見たる特殊地區は市内の所



々に自づから嚴然たる地區を設けながら、その反面に工業上危険物取扱工場を依然として平等的取扱をなし、市内に雜然同居せしめし結果は果して如何なりしや。これこそ大きな人道問題として、今後は絶対にその取締を嚴にし、豫め特殊地區として區劃的に隔離し、以て都市生活の不安の禍根を除去せしめねばならぬ。

尙此の機會に於て所謂貧民窟をも整理して都市衛生の不安の一部を根絶すると共に、官衙、學校、病院等の特殊建築物に對しても、之れ又特殊地區を設けて之れを保護する事は、寧ろ當然の義務である。

道路——道路は市街地に於ては、交通機關の基調をなすと共に、又火災に對する一種の緩衝地帯の役目をなすものなれば、そ

の全體としての系統を考へ、その幅員はなるべく廣からしめ、且つ並木を植ゑてその道路としての美觀を副へしむるのみならず、尙衛生上並びに消極的防火上の能率を可及的に大ならしむべきである。道路面積は都市全面積の約四分の一乃至三分の一なれよと聞かされて、そんな事がと笑つて居た御仁は、今度こそはしみじみ悟りを開いた事と信ずる。

尙道路に關聯せる橋梁に就いては、少くも今後市内に架設すべきものは、鐵骨或は鐵筋構造なるべしと云ふ事が、一般的に印象づけられた事は、技術の民衆化の點からは、不幸中の幸と云ふべきである。

空地——これは平時は衛生上の見地よりその必要を叫ばれて居つたが、今次の經驗によつて、火災時に於ける避難場として

より大いなる効果を収め得た事が、市民の空地に對する愛着を深からしめ、今後は益々具體的研究問題として、一般的に考へらるるに至るであらう。そしてその目的の爲めに、空地はなるべく樹木其他之れに類する障害物によつて區劃され、然かもその内部は樹木本位に設計されたものがよい。かの被服廠跡の慘状と之れに反して淺草觀音堂の安全とを對比する時、誰かこの點に思ひ當らぬものがあらう。

尙其他交通、衛生、保安乃至經濟等の諸施設に關し、その被害の大小輕重の差こそあれ、同じく震火の洗禮によつて、更に復舊改造せらるべき數々のあるべきを想像し、吾々技術者は大いにその成行を凝視し、他山の石以て己が玉を磨くの機を失してはならない。

私は今次の震災の報に接するや、先づ驚き且つ悲しむと同時に、さて今後の復興を如何にすべきやと云ふ感を起さずには居れなかつた。この時に當つて先づ私の頭に浮んだのは、かのクリストフアレーン卿の事であつた。

時は正に千六百六十六年、然かも九月二日、火は倫敦の一隅に起りて延焼二晝夜、爲めに全市は殆んど焼土と化して了つた。時に卿は三十六歳、官の命により直ちにその焼跡整理の計畫案を樹立した。

今その内容を見るに、殆んど近代都市計畫の基礎的方針を確立せるの觀がある。即ちその全地域に亘りては、放射、直交、環状等の道路系統を適當に混合案配し、尙その個々に就いて見れば、

耐火構造の防火地帯、廣場、主要街路の撰定、シビック・センターの  
設定、何岸荷揚場の設置、主要なる建物を孤立せしむる事、危険物  
取扱地帯の設置、運河の開鑿、都市建築物美觀の調和等實に至れ  
り盡せりと云ふべきであつた。

然るにかくの如き大膽にして然かも先見的名案も、當時の一  
般民衆の無理解と、個人的利害の打算よりの反對論に累されて、  
終にその實現の好機を逸して了つた。茲に於て吾々は、一面に  
於ては同氏の秀轍せる見識に驚くと共に、又他面に於ては如何  
なる名案も一般民衆の理解を背景とせざればその理想實現の  
困難であり、従つて公共の安寧利便を促進し能はざるをしまじ  
み考へさせられた次第である。

今や卿が幽明處を異にしてより二百年。彼の生國たる英國

は勿論、其他歐米諸國に於ても、本年の初旬已にその没後二百年  
の追悼紀念祭を行ひしと聞く。思へば卿去りて二百年後の九  
月、然かも倫敦大火の日より早き事僅かに數日、我が帝都はそれ  
にも増したる大慘害に襲はれたとは、又何たる皮肉ではないか。  
吾々技術者は、かの還元せられたる武藏野より亂打せらるる  
曉鐘に醒め、且つは去りにし偉人の殘し置きし多くの謎を解か  
ん爲め、喜び勇んで建設順禮の途上に立たねばならない。

### 復興雜題

#### 年頭の感

#### 年頭の感

□

昨年、關東地方の震火災は一大天災であると共に、又と得難き一大天恵であると云ひ得る。その全地域に涉り、價格に見積り得る直接損害丈けでも優に百億を突破せるを知り、尙之れに間接の有形的損害と、價格に見積り得ぬ有形無形の損害如何を考ふる時、誰か天災ならずと斷じ得やう。殊に日本文化の中心たる東京が、忽ちにして焼野原と化し去つた事實に對しては、只悲惨と云ふより外はない。

然し翻つて仔細にその慘禍の跡を見究める時は、又當然の歸結であつたとも云ひ得る。即ち慘禍の甚だしき下町方面の地盤は如何に破壊されし大建築の基礎は如何に、焼失家屋橋梁の大部分の構造組織は如何に、都市計畫による防火地區又は地帯

制の轍底は如何に、特殊建築物の隔離並びに保護の状態は如何に、尙其他交通、衛生、保安、經濟等に關する諸施設が、かゝる非常時に際して果して十分なる抵抗を爲し得て餘りある丈けの自信あるものであつたかどうか、實に思ひ半ばに過ぐるものがあらう。

□

抑々都市の品位なるものは、只單にその都市の抱擁せる富の程度に依る許りではなく、更にその内部の各機能がよく統一調和され、然かも外的並びに内的恐威に對して十分に弾力性ある抵抗を爲し得るや否やを斟酌して、始めて決定し得るものである。

然らば斯くの如き標準によつて震災前の東京市の品位如何

を考ふる時、餘りに買ひ被り過ぎ居たる事に思ひ當り、誰か失望せぬ者があらうか。

魚は水を得て池に跳り、龍は雲を得て天に昇ると云ふが、都市も亦地の利と人の巧みとが互によく調和統一せらるゝに非ざれば遂に滅びざるを得ぬ。天は吾等にこの事を如實に實感せしめんとて地を震はしめた。吾等は幸にこの天の聲に耳を傾くる事が出来た。之れ天恵に非ずして何ぞや。

かの還元せられたる武藏野より亂打せらるゝ警鐘は、上野よりに非ず、又淺草よりに非ず、そは全く天よりである。吾等は眞に醒めなくてはならぬ。

現時の興味を中心は全く帝都の復興問題である。復舊か將

た復興かとは一種の政争の具とさへなるに至つた。私は朝鮮在住者の一人として、此際かゝる議論の是非を考へる代りに、先づ翻つて我が朝鮮に於ける都市の現状に鑑み、かの焼野原に散亂せる瓦礫焼土を他山の石となし、取つて以つて己が玉を磨くに越した賢さは無いであらうと考へて居る。

三つ子の魂は百までとか。朝鮮の都市は未だ三つ子の域を脱し切れぬ事は遺憾ながら是認せざるを得ぬ事實であつて、而かも茲に又大いなる望みを囑し得る可能性ある事を喜ばなくてはならない。

京城は勿論平壤・釜山・大邱其他各地方の主なる都市に於いては、已に夫々官民共に都市將來の發展を豫想し、以てそれらの都市計畫問題に就いて相當の努力を惜まず、尙或は近く朝鮮都市

計畫令の發布せらるゝやを聞き、朝鮮に於ける各都市の前途たるや誠に多事なりと云はざるを得ぬ。

抑々都市には夫々特有の使命がある。之れを又都市の獨自性とも云ふ。故に若しその都市存在の使命を没却し、不自然なる企圖を敢てするならば、それは天意の冒瀆であり、従つて都市の破滅を來すであらう。

故に苟くも各都市に就きて夫々都市計畫の大綱を決定せんとする場合には、先づその都市の獨自性を究め、然る後にその獨自性に應はしき計畫たらしめねば、遂にパベルの塔の轍を再びするの誹を免るゝ事は出來まい。

かくして計畫の樹立は比較的容易である。然しその實行は仲々の業ではない。即ち都市計畫事業も亦浮世の沙汰である以上、その財源問題が最後にして又最大なる問題である事を忘れてはならぬ。

而してその財源に二つある。一は即ち物的財源であり、他は即ち精神的財源である。物的財源としてはその都市の富の程度に應じ、或は納税の形式に於いて、或は受益者負擔の名に於いて、或は又都市自からの事業収益によりて、夫々相當の額を調達し得る事は左迄困難な事ではない。然るに精神的財源に至つては得易きが如くして却つて得難きものなる事は、我國六大都市の現狀に徴するも明かなる事實である。嘗てかのピヤード博士が『都市計畫の第一財源は市民の同情理解なり』と喝破

せるは、その半面に於いては所謂都市の精神的財源の如何に得難きかを證明して餘りあるではないか。即ちこの市民の同情理解こそ都市計畫問題を解決すべき第一の『キーストーン』であると云ふべきである。

### 大震災を記念して

近代に於ける米國建築の特長は、それが現今社會の進運を助長せしむる實用的方面より考へて、その商業工業兩建築に於いて、その各々の構造なり設備なりが、その内に於いて行はるゝ仕事を最も能率的ならしむる爲めに、巧みに有機的に統一されて居ると云ふ點に於いては、實に世界に覇を稱へ得ると云はる。

思ふにこれは一面には米國の富が然からしむるのでもあらうけれど、尙他の反面に於いては由來米國人が事務的才能に富む國民であり、その處世のモットーとして安全第一とか能率第一とか云ふ點を高唱しつゝあると云ふ事が、自然その建築にも表はれて來たものではあるまいか。而してこの點は大いに日本人の學ばねばならぬ事で、これらは共に文化生活の重大なる要素をなすべきものである。然しそれのみが都市に於ける建築のすべてであると誤認してはならぬ。

かのビヤード博士は嘗て日本の都市計畫關係者に警告して『若しも米國の都市に來て、只其處の大商店の建築物や大工場等のみ見て米國の都市を云々する者あらば、それは全く皮相

的觀察者に過ぎない』と云ふやうな事を云はれたが、之れは大いに味ふべき言葉ではあるまいか。

云ふ迄もなく我等の日常生活の要素は衣食住の三つにある以上、そのいづれの一つが不備不完全であつてもそれは眞の人間らしき生活となり得ないと云ふ事は、現時の都市生活の不安が雄辯に物語つて居るではないか。而かも都市に於ける商業も工業もすべて夫等を運轉する人間あつての事である以上、その人間の住むべき住宅そのものが不備不完全ならば、如何に商店なり工場なりが文化的に改善せられたりとも、それは翼なき鳥である。

試みにかの田園都市發達の歴史を考へて見よ。それは先づ工場主がその雇傭労働者等に對する住宅問題解決策として試

みられ、その異狀なる成功に鑑みて漸次一般的問題として眞剣に研究され、かくして今日の如き發達を見るに至つたではないか。

故に吾人は『都市に於ける建築問題は現今に於いては先づ一般住民の住宅建築と云ふ事がその中心問題である』と云ひ得ると信ずる。

殊に昨年の關東地方の大災害は吾人に何を教へたか。これは只單に一關東地方にのみ限られたる問題ではなく、延いては日本全國の問題として眞面目に考へねばならぬ問題である。爲めに畏多くも大詔は喚發せられ、日本國民たる者は上下一體協力一致以てこの國難に面接し、帝國復興の實を擧ぐべく凡ゆる手段を講せねばならぬ。



英國第一流の建築家トーマス・イー・コルカット氏は嘗て『數年に涉つた此度の歐洲大戦争は最早や終結になつたに就いては、いづれ我が英國にても戦捷の記念建設物が出来るであらうと思ふが、其の記念建設物は戦捷を記念し、又國難に斃れた人々の勳功を表彰すると云ふ許りでなく、國民全體に關した古來稀なる大戦争であつたから、大いに一般國民の爲めになるべきものであらねばならぬ。即ち實用的にして且つ記念的特質を帯びて居るものでなければならぬ。それには刻下の輿論たる住宅問題に應ずる住宅の大建設より優るものはない』とて、かのロンドンに於ける細民窟の整理並びに労働者住宅の建設を高唱した。

思へば當時の英國は勝利の英國である。英國民の上下は舉

つて悦びに満ちて居た。そして彼はその勝利の記念として住宅建設を提唱したのであつた。

然るに翻つて我が國の現状は如何に。それは餘りに慘ましい傷手に惱みつゝある日本である。然し我々はこれを只天災とのみ思ひ諦めてはならない。昨日の禍は轉じて今日の福となし得んとは、只此の際の負け惜しみのみではない。更始一新の春を迎へて吾等は國內に一層復興の氣運の満ち溢れつゝあるを覺えるではないか。

すべては此の際である。吾等はこの此の際を記念すべき何物かを見出さねばならぬ。

茲に於いて私はかく叫び度い。

『かれとこれとはその時と處と事情とをこそ異にしたれ同じ

大震災を記念して

き心の相を見出す。然かも人の子として求むること切なるものも亦同じき事情にある我が國都市の現状に徴し、敢て同氏の言を借り以て自己衷心の叫びとしたい』と。

#### 集中と分散

蜜蜂の生活の中には我々都市生活者にとつて大いに参考とすべき多くの事實を發見するであらう。かの分業的共同生活の如き、その秩序整然たるには實に驚くの外はない。而して更に驚くべき事實の一つとして見逃す事の出来ぬはかの分封である。

天空に懸れるかの月は満つれば又欠けて行く。然るに樹上

に巢喰ふ愛らしきかの蜜蜂は、機熟すれば又第二の都を建設すべくその内の一部は別れて建設順禮の旅に出で立つ。そして何處にか第二の都たるべき場所を見出して又營々創造の勞苦を樂しむ。かくして樹上點々第二第三の都は生れ行く。思へばいちらしくも亦雄々しいではないか。

之れに反してかの白蟻の生活を見よ。憎むべきかの白蟻は人の虚に乗じ、尊き宮殿と云はず、個人の邸宅と云はず、さては所在の社寺と云はず、所嫌はず、遮二無二喰入つて徒らに暴威を振ふ。かくして彼等の群居は一時ははびこつて行くであらう。然し一度震火の洗禮を受くるとせんか、忽ちにして家屋諸共彼等の都は滅ぶ。思へば淺間しくも亦空しい努力ではないか。

私は彼に都市分散の余徳を喜び、これに都市集中の餘弊を悲

しまざるを得ぬ。

### 眠れる京城

今年の正月の暖かさは昨年のもそれと比較して又何と云ふ格段の相違であらう。

昨年の元日の寒さ——零下二十何度。それは今から思へば昨年中に来るべかりしいろ／＼な出来事に對する天の默示であつたやうな氣がする。

思へば昨日迄あれ程に荒れすさんだ自然も、今は又こんなに温和しくすべてを己が胸に抱かんとはする。自然は飽迄深く大きい。

天災と云ひ天祐と云ふも、要するに人間が勝手につけた名稱なのだ。それは自然と云ふものゝ、静かたが然かも堅實な歩みの一歩／＼の足跡に過ぎないのだ。かく思へば吾々は只徒らにその皮相にのみ拘泥するを止め、じつとそれらの諸相を凝視して、もつと深く且つ廣く夫々の足跡を探查研究しなければならぬ。かくしてこそ其處に眞の改造が生れるのだ。バラツクの都は今それを求めて止まぬ。

### 更始一新の春！

それは焼けた武藏野をのみ訪れる春ではない。それは又海を渡つて遠く朝鮮にも訪れて来た。眠れる京城の門をも叩いて居る。然し凍れる漢城は只徒らに冬眠をのみむさぼつて居るのではないか。

### 眠れる京城

成程震災當時の煙火線香的同情は直ちに義損金とはなり、又慰問袋とはなつた。然し喉元過ぎし熱さは搦み交はず屠蘇の酔ひに昔の夢と忘れ果て、只己が安きをのみ求めて止まぬ風情はあるまいか。

今度の大地震は一面には人の工みの果敢なさを感じさせて呉れたと同時に、又他の反面には科學的常識の必要さをしみじく悟らしても呉れた事は不幸中の幸とも云ふべきであらう。

科學的常識の普及！

それは眠れる京城を醒ます必須の妙薬ではあるまいか。そして其處にこそ文化都市建設の第一歩が始まるべきであらう。文化都市！

それはかの一部技巧的建築者の好奇心を満足せしむるにの

み役立つ特殊建築物の陳列場化せしむる事ではない。又一部成金輩の自動車通行に便せしむる爲めに、局部的に道路を高級藝術品の標本たらしむる事でもない。要は一般市民お互の日常生活の中にもつと深く廣く喰ひ入つた卑近な問題を今少しく眞剣に且つ科學的に調査研究し、以てそのあるが儘なる現在の姿を明かにし、然る後に歩一步その足らざるを補ふべく牛歩的建設をなし行きてこそ、始めて生れ生づる創作品である事を忘れてはならない。

生れ出づる悩み！

それは今我が國の都市否世界の都市が如實に味ひつゝある尊き經驗である。

眠れる京城は今それを夢みて居る。

眠れる京城



都市計畫調查事項案 (私案)

第一、土地ニ關スル調査

參謀本部測量圖 二萬五千分ノ一

地形圖 一萬分ノ一

計畫用圖 一萬乃至二千五百分ノ一

流水系統圖 一萬乃至二千五百分ノ一

地籍圖 一萬乃至二千五百分ノ一

土地使用狀態調査

附一覽圖 一萬乃至二千五百分ノ一

區廓

都市計畫調查事項案

官有地、民有地(課稅地、不課稅地、ニ區分スルコト)調査

附一覽圖 一萬乃至二千五百分ノ一

名所舊蹟調査

附一覽圖 一萬乃至二千五百分ノ一

各地域別現在分布狀態調査

附一覽圖 一萬乃至二千五百分ノ一

氣象調査

經緯度

風向及風速

氣温並ヒニ濕度

降水量

結氷狀態(地表並ヒニ地下)

地質調査

第二、人口ニ關スル調査

最近十年間ノ人口調査

人口表並ヒニソノ增加率

年齢並ヒニ男女別人口表

附内外著名諸都市トノ比較

現在人口密度調査

密度表並ヒニ密度圖二萬五千乃至一萬分ノ一

附内外著名都市トノ比較

最近十年間ノ出生並ヒニ死亡調査

出生並ヒニ死亡表及ヒソノ增加率

幼兒(滿五ヶ年)未滿死亡

都市計畫調査事項案

死亡原因調査

附内外著名諸都市トノ比較

最近十年間ノ職業別人口調査

第三、住宅ニ關スル調査

最近十年間ノ戸數調査

戸數表並ヒニソノ増加率

附内外著名都市トノ比較

居住狀態調査

宅地面積

建物ノ種類、構造、使用狀態、建坪

家屋、建坪、密度表並ヒニ密度圖 二萬五千乃至一萬

分ノ一

附(内外著名諸都市トノ比較  
特ニ細民住居狀態調査)

工場ニ關スル調査

最近十年間ノ變遷

工場分布圖 一萬分乃至二千五百分ノ一

附内外著名都市トノ比較

第四交通ニ關スル調査

道路ニ關スル調査

幅員、延長及面積

各種車輛數(電車、汽車ヲ除ク)

道路面積ト全面積及住居可能地面積トノ各比較

路迂坂路迂曲路及袋路

地下埋設物及路上工作物ノ種類、構造、施行狀態及數

都市計畫調査事項案



量橋梁ニ關スル調査

主要地點ニ於ケル交通量電車ヲ除ク

道路施工ノ種類並ヒニ構造

街路樹

附内外著名諸都市トノ比較

電車(路面、高速、近郊)ニ關スル調査

運轉系統

軌道、車體、車庫、工場等ノ設備

運轉回數

乗客人員表

車輛數及軌道延長ト人口及面積トノ各比較

一定區間ニ於ケル電車運轉數ト乗客員數トノ比較

發着荷物數量(主トシテ、高速、近郊)

鐵道ニ關スル調査

鐵道交通圖 二萬五千乃至一萬分ノ一

最近十年間ニ於ケル停車場乗降人員

全上

發着荷物數量及種類

河海ニ關スル調査

水陸連絡交通圖 十萬分乃至五萬分ノ一

最近數年間ニ於ケル港津出入ノ船舶及筏ノ種類及數

量

最近數年間ニ於ケル港津出入ノ貨物ノ種類及數量並

ヒニ旅客ノ員數

港津設備ノ現狀

都市計畫調査事項案

現在時間帶調査

第五、衛生ニ關スル調査

公園遊戯地及運動場ニ關スル調査

位置、面積、及設備

有郊半經

面積ト全面積及人口トノ各比較

配置圖 一萬分乃至二千五百分ノ一

附内外著名諸都市トノ比較

上水道ニ關スル調査

給水狀況及累年比較

設備

配置圖 一萬分乃至二千五百分ノ一

附内外著名都市トノ比較

下水道ニ關スル調査

雨量及汚水量(最近數年間ノ)

設備

幹支線系統圖 一萬分乃至二千五百分ノ一

私設特殊下水ノ狀況

附内外著名都市トノ比較

汚物ノ處分ニ關スル調査

汚物ノ種類數量及處分方法

設備

附内外著名都市トノ比較

街路ノ撤水及清淨ニ關スル調査

都市計畫調査事項案

撒水區域、面積及用水量

撒水及清淨方法

設備

附内外著名都市トノ比較

第六、公共的施設ニ關スル調査

娛樂機關ノ位置種類設備及利用狀況

教育機關ノ種類位置設備及使用狀況

宗教機關ノ種類位置設備及使用狀況

通信機關ノ種類位置設備及配置圖(一萬分乃至三  
千五百分ノ一)

電燈瓦斯ニ關スル調査

墓地及火葬場ノ位置、面積、設備及使用狀況

附配置圖 一萬分乃至二千五百分ノ一

屠場ノ位置、面積、設備及使用狀況

附配置圖 一萬分乃至二千五百分ノ一

市場ノ位置、種類、面積、設備及使用狀況

附配置圖 一萬分乃至二千五百分ノ一

倉庫、倉庫業ヲ營ムモノノ位置、面積、設備及使用狀況

附配置圖 一萬分乃至二千五百分ノ一

第七、保健ニ關スル調査

最近十年間ノ左記種別ニ依ル患者及死亡者數

イ 結核病

ロ 法定傳染病

ハ 前各號ニ屬セサルモノ

附内外著名諸都市トノ比較

都市計畫調査事項案

病院及醫師ニ關スル調査

死産數ト出産數トノ比較

壯丁検査調査

小學兒童保健ニ關スル調査

附内外著名諸都市トノ比較

### 第八、保安ニ關スル調査

危險物製造或ハ貯藏場ノ位置構造及使用狀況

火災ニ關スル調査

著名ナル火災ノ原因及延燒區域及復舊狀態最近十年  
間ノ火災回數及燒失家屋ノ種類及數量並ヒニ人畜死  
傷數防火ノ設備及方法

風害ニ關スル調査

水害ニ關スル調査

著名ナル洪水ノ汎濫區域

防水設備及方法

最近十年間ノ交通事故ニ關スル調査

事故發生ノ度數、原因、場所及被害ノ程度

事故發生防止ノ設備及方法

附内外著名都市トノ比較

### 第九、社會問題ニ關スル調査

生活問題

住宅問題

救貧及防貧問題

勞働問題

都市計畫調査事項案

第十、經濟ニ關スル調査(最近五ヶ年間)

土地ノ賣買價格及地代

勞銀

物價

金融

銀行、金融組合、個人金融業、郵便局等ノ數、預金高、貸出高、  
爲替高、金利等

商況

商圏及其ノ變遷

各種商店ノ數、從事者人員(店員ニ限ル)

取引方法及取引高

各種會社ノ數、資本金、業務成績

貿易

貿易系統

貿易品ノ種類、數量、價格

取引所及之ニ類スル機關

取引行爲

取引高

商業會議所其他商工業ノ補助機關(興信所、學會等ヲ含ム)

組織及事務ノ成績

第十一、財源ニ關スル調査

最近五ヶ年間ノ各稅目毎ノ課稅基本ノ數、額、賦課金及  
賦課率

都市計畫調査事項案



五萬人以上ノ都市ニ對スル死亡率 (現在人口千人ニ對スル死亡率)

年次	百萬以上		參拾萬		以		上	
	東京	京都大阪	堺	横濱	須賀	神戶	長崎	佐世
明治四十四	二八・八〇三	四〇・〇〇〇	九〇・六〇七	九〇・九〇三	一〇三・一〇三	八〇・一〇三	六〇・三〇三	六〇・三〇三
大正二	二九・五七二	四〇・〇〇〇	一〇〇・〇〇〇	一〇〇・〇〇〇	一一・八三三	五〇・一〇三	一八・三三三	一八・三三三
同	六二・六六二	一九・三二七	一九二・〇七〇	七〇・七〇七	九二・四三三	一九・九二二	三六・三六三	三六・三六三

年次	五萬		以		上	
	金澤	富山	岡山	廣島	吳	下關
明治四十四	三三・〇〇〇	三三・〇〇〇	一九・九〇〇	二〇・一〇〇	二二・〇〇〇	一八・四〇〇
大正二	二二・三三三	三三・八八八	一九・九二二	一九・三三四	一六・二二二	一四・〇三三
同	三三・六二二	三三・七八八	二二・〇〇〇	一六・三三八	一五・一六六	一五・三三四

六大都市道路延長並面積調

(附世界大都市及本邦六大都市面積ト道路面積トノ比較表)

年次	五萬		以		上	
	鹿兒島	札幌	小樽	函館	前橋	宇都宮
明治四十四	一九・五〇〇	二四・三〇〇	二四・二〇〇	三〇・〇〇〇	二二・四二二	一九・九六六
大正二	一八・八四四	一九・四七七	一九・一七七	二四・四六六	一九・九六六	一九・七五五
同	一九・〇五五	一九・九四四	二二・三三八	二五・一九九	二二・四二二	一九・九六六

都市計畫參考統計資料

都市名	東京		京都		大阪		横濱		神戶		名古屋	
	十五間以上	十二間以上	十間以上	八間以上	六間以上	六間以上	六間以上	六間以上	六間以上	六間以上	六間以上	六間以上
計	一三、四四六	二五、二〇三	二、八五〇	三、三九〇	九、〇四〇	二、〇五二	四、四六二	三、〇二二	二、六二二	三、〇二二	三、〇二二	三、〇二二

都市名	幅員別道路面積(坪)				計	幅六間以上延長百分率	幅六間以上面積百分率
	十五間以上	十二間以上	十間以上	八間以上			
東京	二四〇、六七三	三三〇、四五三	二四八、六〇三	三四三、八八〇	一、一三九、八七四	二、五五〇、〇〇〇	二六・九
京都	三三、二四〇	三四、四九〇	三三、九〇〇	七八、九八五	六六、七五七	九三五、二九九	二七・五
大阪	五七、七六八	一五八、〇七五	一一〇、六五〇	八三、二八三	八〇四、〇三五	一一、二六〇、九七九	一三・〇
横濱	一六、三九二	五、一〇八	一六、五三〇	四五、一六三	一〇九、九二五	五八四、〇七八	七・四
神戶	四、六六五	六二、一五	二九、九三二	二〇、五四一	五八、七五〇	六〇四、九三六	四・六
名古屋	四、五〇〇	六二、一八	四四、三六〇	一〇四、八六七	三四〇、九四〇	五五六、七八五	六・二
平均							

附表

市名	市面積百ニ對スル道路面積
トシ	四・三
ンザイ	三・五
クニウ	三・五
イアル	二九・〇
フアラ	二九・〇
トス	二九・〇
ンバル	二九・〇
平均	二九・〇
東京	二九・〇
京都	二九・〇
大阪	二九・〇
横濱	二九・〇
神戶	二九・〇
名古屋	二九・〇
平均	二九・〇

備考

本邦各都市ノ内東京大阪ハ延長面積中私道調査ナキニヨリ含ま  
 本表中本邦各都市ノ分ハ大正七年六月照會ニヨリ各地方廳同答ノ道  
 本表中外國都市ノ分ハふるす氏著道路築造法ニヨルモノニシテ道路大

著名都市ノ人口密度

都市名	市面積千坪ニ付人口(人)
ロンドン	一三
メトロポリ	四九
同行政	二二
紐育	二二
巴里	二二
シカゴ	一五
伯林	一五
費府	一六
ハンブル	二七
ミン	一五
プリー	三九
トル	一五
ボ	二二
ヒュ	一六
ライ	二六
ア	二四

都市名	市面積千坪ニ付人口(人)
コロ	六
マル	四
リオン	三
セツ	一六
イル	二二
ザ	一三
エツ	七
ト	六
シン	九
サ	五
ス	八
東京	五
京都	八
大阪	五
名古屋	三
横濱	四
神戶	七

外國ノ人口統計ハあめりかノ分ハ一九一四年度歐洲ノ分ハ一九一一年乃至一九一三ノモノ  
 内地ノハ大正五年度現在

都市計畫參考統計資料



世界大都市並本邦六大都市路面電車調

都市名	人口	面積	路面電車延長	路面電車一哩對人口	市面積一平方里對路面電車延長	備考
倫敦	四,五二,六八五	二七〇〇	二八九〇〇	一五,六四五	二,四七	一九二〇年—一九二六年
巴里	二,八八八,二〇〇	三,〇〇〇	二七〇〇〇	一〇,六九七	八・七	同
伯林	二,〇七一,二五七	二五〇〇〇	三三〇〇〇	九,四二四	八・八〇	同
紐約	五,八〇六,五三二	三三,五〇〇	一,三三三,〇〇〇	四,七五三	三・八八	同
市俄古	二,五四四,二四九	一九九,〇〇〇	九四七,〇〇〇	二,六八六	四・六	同
東京	三,二九〇,四三三	四八,七七一	三三二,〇〇〇	一四,八八六	四・五	人口ハ大正十年豫想
京都	六六〇,九〇四	二二,一四〇	六四,三七七	一〇,二六九	二・七八	路面電車利用區域現
大阪	一,五五八,三七七	三三,三七七	一〇三,三三三	一五,〇七八	四・六	現市域
橫濱	四六〇,三三〇	一四,一七〇	三五,二二二	二五,一〇七	二・四八	同
神戶	五五八,三三九	一四,一七〇	二〇,八五五	二七,七八八	一・四七	同
名古屋	四一九,七四九	一五,七三二	五,一三三	八,一七九	三・二六	同

高速度交通機關

都市名	人口	面積	高速度交通機關延長	高速度交通機關一哩對人口	面積一平方哩對高速度交通機關延長	備考
倫敦	四,五二,六八五	二七〇〇	二〇〇,〇〇〇	三三,六〇八	一・七	一九二〇年—一九二九年
巴里	二,八八八,二〇〇	三,〇〇〇	一一三,〇〇〇	二五,五五八	三・六	同
伯林	二,〇七一,二五七	二五,〇〇〇	六八,〇〇〇	三〇,四六〇	二・七	同
紐約	五,八〇六,五三二	三三,五〇〇	四〇九,〇〇〇	一四,一九七	一・三〇	同
市俄古	二,五四四,二四九	一九九,〇〇〇	一六二,〇〇〇	一五,七〇五	〇・八二	同
計	一七,八三二,八三三	九八七,〇〇〇	九三三,〇〇〇	一八,七三二	一・三九	同
東京	二,八四八,九五九	五五,七〇〇	一〇九,六〇〇	二五,九九四	一・九七	同
大阪	一,八〇五,七三九	三五,一〇〇	四八,三〇〇	三七,三五五	一・三六	同

備考 東京 面積ハ高速度交通機關利用區域ニシテ現市域隣接町村ヲ含ム  
 現市域面積二九・六平方哩郡部二六・〇九平方哩  
 大阪 高速度交通ノ性質ヲ帶ヒタル地表鐵道及將來ノ計畫線ヲ含ム  
 利用區域市部面積二二・二七平方哩郡部一一・八〇平方哩  
 都市計畫參考統計資料

六大都市上水道現況調 (大正六年度末現在)

都市	現在		一月當人口	水道使用月數	給水人口(推定)	給水人口	確定人口	現在ノ設備ニテ一部ノ給水シタル人口	一人一日ノ平均給水量	給水人口ニ對スル一日給水量	
	月數	人口								最大	最小平均
東京	六、〇七六、三三〇	三、三九八、八三〇	三、七九三、八二一	六、六九、八二一	二、〇〇〇、〇〇〇	八、三五五	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	六・〇	五、六四三、一六四	三、二二二
大阪	三、八四一、五五七	一、五七九、九八六	四、七四二、〇六	九、三九	九八一、〇〇〇	一、五〇〇、〇〇〇	六、五五二、〇〇〇	二、〇〇〇、〇〇〇	三・五	五、九二二、八一三	三、四九九
京都	二、一五、一六七	六五三、七四五	五、六八	五、三三六	二九二、〇〇〇	五〇〇、〇〇〇	五、八四	七〇〇、〇〇〇	三・五	八、九一三、八四五	二、九
神戶	二、七、一五九	五、八、三一九	四、三九	六、五、七八	二八九、〇〇〇	五〇〇、〇〇〇	五、七八	六、五〇、〇〇〇	五・〇	六、三七二、九三	四、五
横濱	九、四〇、三二〇	四、八、八	六、三、〇九六	三、〇八、〇〇〇	八〇〇、〇〇〇	三、八五	—	—	四・〇	七、七七四、一七五	七、五
名古屋	九、六、三三〇	四、九、七四九	四、三六	三、三、七八	九九、〇〇〇	四、六〇、〇〇〇	二、一五、〇〇〇	二、〇〇〇、〇〇〇	四・〇	一、二、七四四、〇〇	六、九三

附記 給水人口ニ對スル一人日當最大最小平均給水量ハ人口(曆年調査ノ分)ヲ以テ給水量(會計年度調)ヲ除シタルモノヲ揚ク  
 △印ヲ附セルハ目下工事中ニ係ル擴張計畫以前ノ分ヲ示スモノトス

著名ナル都市公園ニ關スル統計表

各國ノ統計ハ、れるそんりゆいす著書ニ依ル(人口ノ統計ハ、亞米利加ノ分ハ一九一四年度歐洲) 東京、京都、大阪、名古屋、横濱、神戶ノ統計ハ、各市編纂ノ統計ニ依ル(人口及面積共) 大正五年度調査

市名	人口	面積	公園		人口		面積	
			面積	百分比	人口一人ニ付公園面積	人口一人ニ付公園面積	市千坪ニ公園千坪	市千坪ニ公園千坪
倫敦	七、二五二、三五八	五、四三、八二七	一九、四六五	四%	七、四	二、六	三、七	
同行政區	四、五二、六八五	九一、五八七	八、一七一	九%	二〇	一、八	九	
紐約	五、三三三、五九九	二、三三、三三三	九、四七三	四%	四	一、七	三	
巴里	二、八四七、二九九	二、三、七三三	六、一三八	二六%	八	〇・一	二〇	
市俄	二、三九三、三五五	一、五三、三四六	五、三七二	四%	六	二・二	一五	
伯林	二、〇八二、二二	一九、二四	一、二六五	七%	九	〇・六	一〇八	
費府	二、六五七、八一〇	一〇一、五三〇	六、二九五	六%	六	三・八	一六	

都市計畫參考統計資料

市名	人口	面積	公園面積	全面積百分比	人口一人	人口一人	市千坪	公園千坪
ヤエツセルド	四〇七,〇〇〇	三三,七四〇	三,三五一	一〇	八二	八・〇	一一	一一
華盛頓	三三三,三七八	四七,〇〇八	六,三九〇	一四	一三三	一八・〇	七	五五
カンサス市	二八一,九二二	四三,八三六	二,三八九	五	一六二	八・五	六	一一八
東京	二,三四九,八三〇	二二,三三〇	五〇八	二・一	一〇	〇・二	一〇〇	四六三
京都	五四九,八七九	一〇,六三七	五五	〇・二	一九	〇・一	五二	三,三六〇
大阪	一,五〇七,一六〇	一七,六八二	五八	〇・三	二二	〇・三	八五	二五,九九九
名古屋	四〇四,一五四	二二,三〇四	七四	〇・六	三〇	〇・二	三三	五,四六〇
横濱	四四四,〇一八	一一,一〇四	一	—	二五	—	四〇	—
神戸	五二九,八六五	一一,一八八	五六	〇・五	二二	〇・一	四七	九,四四八

市名	人口	面積	公園面積	全面積百分比	人口一人	人口一人	市千坪	公園千坪
漢堡	一,〇〇六,七四八	七,四一七	九八九	三%	三六	〇・九	二七	一,〇一七
バーミンガム	七六〇,二〇三	五,五七五	一,七三〇	三	三三	二・〇	一五	四八五
リバプール	七六〇,〇〇〇	二五,九七五	一,五六九	六	三四	二・〇	三九	四八四
セントルイス	七三三,六六七	四六,一〇五	三,三三四	七	三三	四・六	一五	二二七
ボストン	七三三,八〇二	三,八〇一	四,三三九	一三	四六	五・九	二二	一六九
ミュニツヒ	六三六,〇〇〇	三九,九四八	二,一八二	八	三六	三・四	一六	二九三
ライプツヒ	六二五,〇〇〇	二二,五三四	六九七	三	三八	一・一	二六	八八三
バルチモア	五七九,五九〇	二二,六二五	二,九四〇	一三	四〇	五・一	二四	一九七
コローン	五四四,〇〇〇	三三,五〇二	九二一	三	六五	一・六	一九	五九七
マルセーユ	五三八,〇〇〇	七,三六〇	二五七	三	七四	〇・四	六〇	二,〇五四
里昂	五三三,七九六	二二,二六六	三四	三	三三	〇・六	四三	一,六六六
セツフィールド	四七六,九七二	二九,八〇四	八三四	三	三三	一・七	一六	五七二

各市水道給水開始前後ノ人口統計 (大正六年五月調査)

東京市 (一般死亡數) (三病死亡數)

年次	人口	虎列刺、腸窒扶助、赤痢死亡數	人口十萬ニ對スル三病死亡數	一般死亡數	人口百ニ付死亡率
明治二十七年	一、二九二、四七三	二七八	二五・二	二五、〇二四	一・九三
同 二十八	一、三三九、七三六	二、五四三	一九・二	二八、〇九一	二・一一
同 二十九	一、三六五、〇六八	九六	六七・八	二七、八四一	二・〇四
同 三十年	一、四〇三、七六九	九七九	六九・七	三、八二八	二・二七
同 三十一年	一、四二五、三六六	六五七	四六・一	二七、四七七	一・九三
平均	—	一、〇七七	七九・三	二八、〇四六	二・〇六

都市計畫參考統計資料

給水開始後	人口	虎列刺、腸窒扶助、赤痢死亡數	人口十萬ニ對スル三病死亡數	一般死亡數	人口百ニ付死亡率
明治三十二年	一、四九七、七八四	五〇七	三三・八	三〇、一三三	二・〇一
同 三十三年	一、四九七、五六三	四〇七	二七・一	二八、六五二	一・九二
同 三十四年	一、六三〇、八九四	三七二	三三・八	二八、九六四	一・七八
同 三十五年	一、七〇五、〇二八	三九八	三三・三	三〇、八四三	一・八一
同 三十六年	一、八〇三、五八四	三八一	二二・一	三二、三三五	一・七四
平均	—	四二三	二五・六	二九、九八一	一・八五
明治三十七年	一、八七〇、六二八	六〇〇	三三・一	三五、二七六	一・八九
同 三十八年	一、九六九、八三三	三八〇	一九・三	三三、九三三	一・七三
同 三十九年	二、〇六三、八二八	五四九	二六・二	三三、二九九	一・六一
同 四十年	二、一四六、〇四三	五〇四	二三・五	三七、〇八八	一・七三

都市	年次	人口	面積	人口密度(一平方哩二付)
大倫敦	一九二二	七,三二二,九七八	六九三	一〇,六〇〇
大巴黎	一九二二	四,五三二,六八五	二一七	三八,六〇〇
大柏林	一九二二	三,八八五,〇〇〇	一八一	二一,五〇〇
巴里	一九二二	三,八八八,一〇〇	三一	九三,二〇〇
大柏林	一九二二	三,二一〇,〇〇〇	一一九	二七,〇〇〇
紐約市	一九二二	二,〇七一,二五七	二五	三三,九〇〇
紐約市	一九二二	一,八〇六,五三二	三二五	一八,四〇〇
紐約市	一九二二	二,五九〇,四五五	二二	二二,四〇〇
紐約市	一九二二	一,九九〇,六一四	七八	二五,五〇〇
紐約市	一九二二	二,五四四,二四九	一九九	二二,八〇〇
紐約市	一九二二	一,一六一,二五七	三九	一八,〇〇〇
東京市	一九二二	二,三三九,三〇一	三〇	七六,二七〇

各國著名都市面積人口一覽 (東京市内外交通調査會調査ニ依ル)

年次	人口	虎列刺、癩室扶斯、赤痢死亡數	人口十萬對三病死亡者數	一般死亡者數	人口百二付死亡率
明治四十一年	二,一六八,一五八	四四八	二〇・七	三五,〇九八	一・六二
同 四十二年	一,六二五,〇七九	四九九	三〇・一	三六,四〇七	二・三四
同 四十三年	一,八〇五,八二二	一,二六九	七〇・三	三五,八七〇	一・九九
同 四十四年	一,九〇七,二七二	六五九	三四・六	三六,七八九	一・九三
大正元年	二,〇〇九,九八一	一,〇八四	五三・九	三五,二八三	一・七六
同 二年	二,〇三三,三二二	八三〇	四〇・八	三六,五九三	一・八〇
同 三年	二,一〇〇,三〇七	九七〇	四六・二	三八,六九七	一・八四
同 四年	二,二四四,七九八	?	?	三九,二七〇	一・七五
同 五年	二,二八一,四二二	?	?	四一,〇〇三	一・八〇

宅地ニ對スル東京市戸數及人口

年次	區分	坪宅		宅地千坪ニ付人口		宅地千坪ニ付月數		宅地千坪ニ付月數	
		數地	人口	口	數	數	數		
明治三十一年度		二〇,七三〇,四〇〇	二,四四五,三六六	一三三	三六,五三七	二九			
同 三十六年度		二一,三三三,六〇〇	一,八〇三,五八四	一六一	四七,二二三	四〇			
同 四十一年度		二一,八三〇,五〇〇	二,一六八,一五一	一八三	五三,〇九〇	四三			
大正二年度		二二,二四九,六〇〇	二,〇三三,三三〇	一六六	五九,七三五	四三			
同 五年度		二二,四七七,三〇〇	二,二八一,四三二	一八三	六〇,一七一	四八			

宅地ニ對スル京都市戸數及人口

年次	區分	坪宅		宅地千坪ニ付人口		宅地千坪ニ付月數		宅地千坪ニ付月數	
		數地	人口	口	數	數	數		
明治三十一年度		三,二八五,〇〇〇	三五一,四六一	一〇六	六,九九九	二〇			
同 三十六年度		三,四〇七,三〇〇	三七九,四〇九	一一一	七〇,八五七	二〇			
同 四十一年度		三,四三三,八九六	四四一,四六五	一三八	八二,〇六八	二四			
大正二年度		三,六〇四,五九九	五〇八,〇六八	一四一	九一,一〇五	二五			
同 四年度									

宅地ニ對スル大阪市戸數及人口

年次	區分	坪宅		宅地千坪ニ付人口		宅地千坪ニ付月數		宅地千坪ニ付月數	
		數地	人口	口	數	數	數		
明治三十一年度		三,九〇三,三〇〇	八〇九,一四四	二〇六	一八五,八四七	二七			
同 三十六年度		四,九三三,〇〇〇	九八八,二〇〇	二〇〇	三三一,三五九	二七			
同 四十一年度		五,五〇一,七〇〇	一,二二六,七六七	三三〇	二七八,七七七	四七			
大正二年度		六,一一二,九〇〇	一,三七八,三六六	三三六	三〇〇,七六八	五〇			
同 四年度									

宅地ニ對スル横濱市戸數及人口

年次	區分	坪宅		宅地千坪ニ付人口		宅地千坪ニ付月數		宅地千坪ニ付月數	
		數地	人口	口	數	數	數		
明治三十一年度		六四九,〇三三	一八九,二八一	二九	三,七六五	四八			
同 三十六年度		一,三三〇,三〇〇	三三四,七七五	二四〇	六〇,九三四	四八			
同 四十一年度		一,六一九,四〇〇	三九二,八七〇	二四三	七八,一三六	四八			
大正二年度		二,五〇六,六八〇	三九六,一〇一	一五六	八二,九六六	四八			
同 四年度									

都市計畫參考統計資料

宅地ニ對スル神戸市戸數及人口

年次	區分	坪宅數地	人口	宅地千坪 付人口	月數	宅地千坪 付月數
明治三十一年度		一、九八、二〇〇	二八三、八三九	一五八	七三、一四	四〇
同 三十六年度		二、二六五、六〇〇	三七七、二〇八	一六六	九六、五九	四〇
同 四十一年度		二、六五五、五〇〇	四〇〇、六六	一六五	一〇一、四二	三六
大正四年度						

宅地ニ對スル名古屋市戸數及人口

年次	區分	坪宅數地	人口	宅地千坪 付人口	月數	宅地千坪 付月數
明治三十一年度		二、八六六、四七三	二八四、八二九	九八	六七、九五六	三三
同 三十六年度		三、三〇四、二〇〇	三七四、一四六	一一三	八四、四三八	三五
同 四十一年度		三、七三七、一〇〇	四四七、九五二	一二九	九七、一四	三五
大正四年度		三、七四九、三九八	三八九、二七二	一〇三	九一、二五八	二四

六大都市道路延長並面積調

都市名	(間)長延路道別員幅					(坪)積面路道別員幅				
	十五間以上	十二間以上	十間以上	八間以上	六間以上	十五間以上	十二間以上	十間以上	八間以上	六間以上
東京	一三、四四六	二五、一〇三	二四、〇二七	三八、八九七	四三、二四八	二、四〇〇、六七三	三二〇、四三三	二四八、六〇三	三四三、八八〇	二六六、五二八
京都	二、一四五	二、八五〇	三、三九〇	九、〇四〇	二二、〇五一	三三、二四〇	三四、四九〇	三三、九〇〇	七八、九八五	七六、九二七
大阪	三、三三〇・六	一三、一三五・四	一一、〇四三・三	一〇、三七三・二	三五〇・四	一七、七六八・〇	二六三、一九七・五	三〇一、一九八・四	五七、七六八・八	一五八、〇七・五
横濱	一、〇四九・〇	四二・〇	一、六三五・五	五、五四五・五	一七、七六八・〇	一六、三九二・三	一六、一〇八・〇	一六、五三三・〇	四三、一六三・七	一〇九、九八二・五
神戶	三〇六・七	四九・〇	二、八一三・〇	二、三八四・〇	九、〇五〇・三	四、六六五・八	六二・五	二九、九三三・六	二〇、五四一・五	五八、七五〇・三
名古屋	三〇〇	四、七八	四、四三六	一一、九九九	—	三三八、三三四	三六〇、七二七	三六〇、七二七	—	—
計	二、五五〇、〇〇〇	一、一三九、八七四	六七七、七五七	九三五、二九九	一、一三六、〇九七・九	八〇四、〇三五・五	二、三三七・一	五八四、〇七八・六	七一九、四三七・九	—

都市計畫參考統計資料

都市名	東京	京都	大阪	横濱	神戸	名古屋
市六間以上 延長百分率	二六・九	六・六	一三・〇	七・四	四・六	六・二
市六間以上 面積百分率	五・三	二七・五	三・四	二四・九	一五・九	三・八

市名	フシ ント	ガイ ンナ	ニウ クウ	フアイ イル	アデ ト	ボス ン	メル リン	バリ ー	平均	東京	京都	大阪	横濱	神戸	名古屋	平均
市面積百ニ對 スル道路面積	四・三	三・五	三・五	二九・〇	二六・〇	二六・〇	二五・〇	三・三	三・三	二・九	七・〇	五・二	七・〇	六・五	四・五	六・一

備考 本邦各都市ノ内東京大阪ハ延長面積中私道調査ナキニヨリ含まズ  
 本表中本邦各都市ノ分ハ大正七年六月照會ニヨリ各地方廳回答ノ道路延長面積調査ニヨル  
 本表中外國都市ノ分ハふるすミ氏著道路築造法ニヨルモノニシテ道路ヲ含ム

六大都市計畫區域内面積及人口 其ノ一

市名	區別	面積		現在人口	
		坪	方哩	總人口	一平方哩 相當人口
東京	市	二二,六三三,四八八	三〇・二	二,三三三,三〇一	七七,〇〇〇
	市外	五三,二七二,九〇〇	六八・〇	一,〇〇三,〇一九	一六,七〇〇
大阪	市	七二,八五八,五五五	九三・〇	三,三三三,三三〇	三三,〇〇〇
	市外	一四九,六六六,一九三	一九二・二	一,六三三,三三八	七三,四〇〇
京都	市	一七,六八二,六二四	二二・六	一,六三三,三三八	七三,四〇〇
	市外	六七,四四七,九二〇	八六・三	五九五,五〇三	六,八九〇
計	市	八五,一三〇,五四四	一八八・九	二,二三八,八四二	二〇,四五三
	市外	一八,四三三,二三五	二三・五	五九一,三〇五	二五,七〇九
計	市	九六,六六四,三八二	一二三・四	二,三九,四四〇	一,八六五
	市外	一一五,〇八六,六〇七	一四六・九	八二〇,七四五	五,六二二

都市計畫參考統計資料



市名	東京		大阪		京都		市名
	市	市外	市	市外	市	市外	
總人口	2,700,000	5,000,000	7,700,000	2,031,000	3,556,000	5,487,300	總人口
哩當人口	90,000	50,000	40,000	90,000	28,500	41,200	哩當人口
面一人	8.7	15.7	20.0	8.7	27.4	19.0	面一人
計畫區域	一市八十四町			二市七十町			計畫區域

六大都市計畫區域內面積及人口 其ノ二

市名	神戶		橫濱		名古屋		市名
	市	市外	市	市外	市	市外	
總人口	1,843,777	1,407,332	3,011,108	11,664,200	3,680,460	4,824,660	總人口
哩當人口	24.8	18.2	33.0	14.6	47.0	61.6	哩當人口
面一人	4.1	3.0	7.1	2.5	7.9	3.3	面一人
計畫區域	六〇八、六二八	七七、六六四	六八六、五九三	四三、九四三	二六、六九六	五〇九、六三八	計畫區域

市名	神		横		名古屋		區別	總人口	一平方哩當人口	一人當面積	計畫全區域
	市	市	市	市	市	市					
	計	外	計	外	計	外					
	1,500,000		1,100,000		1,500,000		3,100,000	34,883	330	1市8町村	
			800,000		800,000		1,900,000	54,795	260	1市13町村	
							3,000,000	8,521	300	1市17町村	

レツチワース田園都市建築法規 (抄録)

家屋設計ニ先キ立チテ爲スヘキ事

第三條 家屋ヲ建築スルニ先チ左ノ圖面ヲ提出シ會社ノ承認ヲ請クルヲ要ス

(イ)敷地ノ配置圖ヲ千五百分ノ一ノ縮尺ニテ描キ是レニ建物ノ位置、其他附屬舍、下水排水管、塀、柵、構内ノ道路等ヲ明示スルヲ要ス尙全面積、公道及敷地ノ近接建物トノ關係ヲ併セテ明示スヘシ

但シ敷地區劃ノ圖ハ會社備付ノモノヲ寫圖スルモ差支ヘナシ

レツチワース田園都市建築法規抄録

(ロ)各階平面圖、各建物圖及主要ノ切斷圖ヲ調製シ且ツ基礎  
工事ノ手法ト壁厚、窓大サ及木材各部ノ寸法等構造ニ關  
スル模様ヲ示スヲ要シ其ノ縮尺ハ八呎ニ付一キ吋ヨリ  
少ナカラサルヲ要ス

(ハ)施行方法材料ノ概要ヲ會社ノ所定ノ形式ニ據リ記載ス  
ルヲ要ス

(ニ)提出サレタル該圖面及仕様書ハ會社ニ於テ永久保存ス  
ルニ付キ成可ク圖布ヲ墨寫セルモノ若クハ不變色黑色  
寫眞タルヲ要ス

#### 建築地積

第五條 會社ハ總テ住宅ノ要件タルヘキ其ノ建坪カ最大限及  
ヒ空地ノ最小限ヲ規定スルノ權利ヲ有ス而シテ其ノ規定方

法ハ左ノ如シ

(イ)住宅ノ建坪ノ敷地ノ六分ノ一以内タルヘク倉庫ニアリ  
テハ三分ノ一以内、商業地ノ角家ニアリテハ二分ノ一迄  
ヲ許可ス

(ロ)建築費二百磅以下ノ住宅ニアリテハ「エーカー」ニ付キ  
十二戸以上ヲ建設スルコトヲ得ス二百磅乃至三百磅ノ  
モノハ十戸以内、三百五十磅乃至五百磅ノモノハ六戸以  
内、五百磅以上ノモノハ四戸以内トス

(ハ)以上面積ノ計算ハ道路面ヲ除キタル正味ノ敷地トス然  
レトモ共用ノ遊園地ヲ抱有シ又ハ隣接スル場合ニアリ  
テハ其面積ヲモ合算シテ限定戸數ヲ計算スルコトヲ得  
ヘシ

第七條 建物ノ外觀ハ會社ノ承認ヲ要シ計畫技師ニ對シ左ノ諸點ノ注意ヲ切望ス

(イ)居間ハ必ス日當リヨキ方位ヲ選フヘシ

(ロ)附屬舎ヲ建設スル場合ニアリテハ自宅ハ勿論近隣ヨリ風致ノ障害トナラサル位置ヲ選定スルヲ要ス而シテ成ルヘク母屋ニ接續セシムルヲ良策トス

(ハ)田園都市ニ於ケル諸建築ハ四方開放ノ外觀ナルヲ以テ側面背面ヲモ正面ト用材ヲ差別スルコトヲ得ス

(ニ)總テ建築ハ其ノ屋根及壁等ハ認定セラレタル材料ヲ以テ構築スルヲ要ス

(ホ)壁體ノ表面仕上ケハ處定ノ煉瓦石材ヲフカスト若シクハコンクリートトシ屋根ハ赤瓦ヲ葺クヘシ

其他ノ材料ニアリテハ各自其ノ場合ニ依ツテ會社ノ承認ヲ得ヘシ

(ヘ)會社ハ外觀意匠ノ壯麗ヨリモ洗練ニシラプロボトシヨ  
ンノ良キヲ望ミ、加之其近隣ニ對シテ釣合宜シキヲ得タル意匠タルヲ要ス

假設建物、園亭其他

第十五條 假設建物、作業場、涼亭、温室、園亭、家禽小屋又ハ之レニ類スル建物ヲ建築セントスルモノハ豫メ其平面圖及詳細圖ヲ會社ニ提出シテ其許可ヲ受クルヲ要ス  
總テ會社カ承認セサル建物ヲ建ツルヲ得サルモノトス且ツ會社ニ於テ不適當ト認ムルトキハ其提案ヲ拒クル權利ヲ有ス

庭園

第十七條ノ一 各住宅ニ附屬セル庭園ハ其住宅ノ落成後季節ヲ考慮シテ出來得ル限り速カニ植樹シ以テ其風致ヲ爽快ニスヘシ其庭園ニ就キ借地人カ會社ヨリ注意ヲ受ケテ以來其施設宜シキヲ得サル場合ハ會社ハ自カラ適當ニ造園シ其費用ハ借地人ヨリ徵集スルモノトス

既成ノ芝生地ヲ其儘保存セントスルモノハ適度ノ回數之レヲ刈リ込ミ且ツ隣接庭園ニ有害ナル邪魔物ヲ除カサルヘカラス

庭園ノ土壤ヲ保護スルコトハ緊要ナルヲ以テ庭園ニ不適當ナル土塊等ヲ敷キ均スヘカラス

塀ト屋根

第十八條 敷地ノ周圍ニ塀ヲ設ケントスルトキハ其設計ヲ會社ニ提出シテ會社ノ承認ヲ受クヘシ敷地ノ何レノ側ヲ問ハス耕耘地ニ隣接セル箇所アルトキハ塀ヲ圍ラシテ仕切り又ハ會社カ承認シタル他ノ塀ヲ設クヘシ而シテ會社ハ如何ナル借地ト雖完全ニ塀ヲ圍ラシムル權利ヲ有ス

(イ)會社ハ特殊ナル場合ヲ除キ建物敷地トノ間ニ塀ヲ設クルコトヲ借地人ニ要求スルモノトス

(ロ)相隣接セル借地人カ其相互ノ敷地ノ境界ニ塀ヲ設クルコトヲ好マサルトキハ會社ハ強イテ其借地人ニ對シ塀ヲ設クルコトヲ要求スルモノトス

但シ其借地人ハ何レカ、之レヲ要求スルトキハ會社ハ其要求セル借地人ニ對シ其塀ヲ設ケシメソノ敷地ニ附

屬スルモノトシテ土地貸渡圖ニ記載ス若シ其ノ塀カ兩敷地ノ共有塀ナルトキハ兩者聯合シラ之レヲ設ケ其ノ費用ハ各自切半シテ負擔スルモノトス而シテ其塀ハ時ニ會社カ許可ヲ與ヘタル時ノ外ハ會社ノ承認スル所ノ籬トナスヘシ

(三)相隣接セル借地人ノ何レカ、前節ニ記シタル籬ノ生長中ニ一時的ニ更ニ塀ヲ設ケントスルトキハ其借地人ハ自費ニテカ若シクハ他ノ借地人ノ同意ヲ得タル時ハ共同出資ニ依リテ其塀ヲ設ケルモノトス而シテ其ノ塀ハ會社ノ承認スル處ノモノタルヲ要ス

(ハ)塀ノ高サハ兩借地人カ互ニ同意シタル時ヲ除キテハ地上六尺ヲ超ユヘカラス 籬ノ場合モ之レニ準ス

(ト)會社ハ特殊ノ道路ニ面シテ設ケタル塀ニ關シテハ特別ノ規定ヲ作ル權利及ヒ或ル特種ノ道路ニ面シテハ塀ヲ設ケルコトヲ禁スルノ權利ヲ有スルモノトス

(チ)各門扉ハ總テ自己ノ借地内ニ開ク様ニ設ケヘシ

廣告並ニ揭示板

第十九條 廣告並ニ揭示板ニツイテハ總テ會社ノ承認ヲ受ク

建築ノ構造

建築物の構造に關しては詳細に規定されて居るが、その主眼とする處はなるべく防火構造ならしむる點を殊に主視せることを特記すれば足る

空地

第六十八條 住宅ヲ新築セントスルモノハ其ノ住宅ノ後方ニ其住宅ニ屬スル次ノ如キ空地ヲ特ニ設クヘシ  
 空地ノ總面積ハ百五十五平方呎以下ナラサルコト  
 空地内ニハ地上ニ如何ナル建物ヲモ建ツヘカラサルコト  
 但シ水便所、砂便所及灰置場ノ内其構造カ各々ニ關スル特別ノ規則ニ從ヘルモノハ此ノ限リニアラス  
 (イ)既ニ専用セラルルコトナク且ツ其レニ適應セサル住宅ヲ新築セントスルモノハ其建物ノ全長ニ沿ヒ其建物ト其建物ノ敷地ノ後方ニ接スル土地又ハ屋敷トノ間ニ前記ノ空地ヲ設クヘシ 而シテ此與行ヲ建物ノ何レノ部分ヨリモ十呎以上タラシムヘシ 空地ノ與行ハ建物ノ

高サニ從ヒ次ノ如クナスヘシ  
 建物ノ高サ十五呎ナルトキ 最小十五呎  
 同 二十五呎ナルトキ 同 二十呎  
 同 三十五呎ナルトキ 同 二十五呎  
 (ロ)建物ノ後部ニ増築シタル部分又ハ突出シタル部分ニ於テハ總テ壁ノ見廻シニ前ノ二ヶ條ヲ適用スヘシ  
 此條項ノ主旨ハ建物ノ後方ニ突出シタル部分及厨房等ヲ建ツルヲ禁シ以テ空地ノ面積ヲ縮小シテ其ノ採光換氣ヲ不充分ナラシメサルニアリ

公共的建物ノ換氣裝置

第七十四條 集會ニ使用スル公共的建物ヲ建設セントスルモノハ出入口及窓以外ニ通風引入口及排出口ヲ裝置スヘシ

(備考)自然換氣法ニアリテハ各一人當リ引入口面積二十平方  
吋ニテ排出口面積ハ其ノ二分ノ一トス  
尙衛生學者ノ說ニヨレハ右ハ短時間集合ノ際ニ満足スヘキ  
方法ニシテ健康維持上ノ理想トシテハ此ノ約二倍ノ容量ヲ  
要ス 引入口高サハ床上五呎位トシ排出口ハ天井ニ取ルヘ  
シ

#### 家屋ノ排水方法

第七十七條 新築セララルヘキ家屋ニ對シテハ雨水及地下水ノ  
排出ニ要スル下水溝若シクハ下水管ニ據ラヌ汚水排出管ヲ  
特設スルヲ要ス (備考)此ノ場合ニアリテハ必ス人孔内ニ掃  
除口ヲ設クヘシ

第八十一條 各住宅其ノ他家屋ノ汚水管ヲ各自分離シ之レヲ

相互聯結セシムヘカス

但シ會社ニ於テ實際ノ事情ニ鑑ミ左ノ除外例ヲ認ム

(イ)二戸以上ノ住宅カ集合シテ建設セラレタル場合ニテ其  
ノ建築費三百磅以下ナルトキ

一、汚水管ヲ四戸以内ニテ共用スルコトヲ許ス

二、此ノ場合ニ於テハ各自適當ナル掃除口ヲ有スヘシ

三、各自充分ナル管内換氣法ヲ講スヘシ

(ロ)二戸建又ハ二戸接近セル住宅ニシテ建築費三百五十磅  
以下ノモノハ相互ノ下水排出口ノ距離三十呎以内ノ場  
合トス

一、此ノ場合ニハ二戸迄ニ限り汚水管ヲ共用スルコトヲ  
得



二、通氣管ハ各戸ニ於テ相當ナル太サヲ有スヘシ

(ハ)建築費三百五十磅乃至百磅ノモノモ亦前項ニ準ス

此ノ場合ハ各自ノ地境ニ於テ必ス臭氣止及人孔ヲ備フヘシ

(備考)以上所載ノ場合ヲ除ク外ハ會社ニ於テ適當ト認めタルモノハ之レヲ許スモノトス

第八十六條 公設下水ニ結合シ得サル場合ニアリテハ左記ノ

各項ニ相當スル汚水處分装置ヲナスヘシ

(イ)完全ナル淨化槽及濾過層ヲ設備スヘシ

(ロ)砂便所ヲ使用シ臺所及風呂場ノ流シ水ハ溜枳ニ集ムル

コトハ敷地ハ適當ナル位置、地形及廣サヲ有スルニ於テハ『ド

ド

クトル・ポリア』式又ハ之レト類似ノ放水清淨法ヲ許ス

コトアルヘシ 但シ此ノ場合ニアリテハ其ノ地積ハ八

分ノ一エーカー以上ナルヘク且ツ會社ノ都合ニ依リ何

時ニテモ廢止ヲ要求シ得ルモノトス

第八十七條 水便所ノ汚水特ニ會社ニ於テ承認シタル離レ家

ノ場合ノ外溜枳ニ近接スルコトヲ許サス

建築材料

第百拾五條 家屋ヲ新築セントスルモノハ會社ニ於テ承認セ

ル確實ニシテ適當ナル材料ト職工トヲ使用スルヲ要ス

(イ)材料ハ通常得易キ一般的ナルモノヲ選擇スルヲ要ス

(ロ)既ニ竣工セル工事ニシテ被覆セル箇所ニツキ疑ハシキ

場合ハ剥落シ露出調査スルコトアルヘシ

此ノ場合ニ當リ其實值カ會社指定ノ通りナルトキハ其費用ハ會社ニテ負擔シ然ラサルトキハ借地人ノ負擔トス

#### 屋根

第二百二十三條 屋根ノ勾配四十五度ノモノハ瓦重ネ三吋トシ其レ以上五十度迄三吋四分ノ一トス 總テ屋根勾配ハ四十五度以上トス 但シ特殊ノ瓦ヲ被覆スル場合ニ限り四十二度半ヨリ四十度迄ヲ許可スルコトアルヘシ

### 都市計畫法

(大正八年四月四日  
法律第三十六號)

第一條 本法ニ於テ都市計畫ト稱スルハ交通、衛生、保安、經濟等

ニ關シ永久ニ公共ノ安寧ヲ維持シ又ハ福利ヲ増進スル爲ノ重要施設ノ計畫ニシテ市ノ區域内ニ於テ又ハ其ノ區域外ニ互リ施行スヘキモノヲ謂フ

第二條 前條ニ規定スル市ハ勅令ヲ以テ之ヲ指定ス 其ノ市ノ都市計畫區域ハ關係市町村及都市計畫委員會ノ意見ヲ聞キ主務大臣之ヲ決定シ内閣ノ認可ヲ受クヘシ

第三條 都市計畫、都市計畫事業及毎年度執行スヘキ都市計畫事業ハ都市計畫委員會ノ議ヲ經テ主務大臣之ヲ決定シ内閣ノ認可ヲ受クヘシ

第四條 都市計畫委員會ノ組織、權限及費用ニ關スル規定ハ勅令ヲ以テ定ム

第五條 都市計畫事業ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ行政廳之ヲ執

行ス

主務大臣特別ノ必要アリト認ムルトキハ勅令ノ定ムル所ニ依リ行政廳ニ非サル者ヲシテ其ノ出願ニ依リ都市計畫事業ノ一部ヲ執行セシムルコトヲ得

第六條 都市計畫事業ノ執行ニ要スル費用ハ行政官廳之ヲ執行スル場合ニ在リテハ國、公共團體ヲ統轄スル行政廳之ヲ執行スル場合ニ在リテハ其ノ公共團體、行政廳ニ非サル者之ヲ執行スル場合ニ在リテハ其ノ者ノ負擔トス  
主務大臣必要ト認ムルトキハ勅令ノ定ムル所ニ依リ都市計畫事業ニ因リ著シク利益ヲ受クル者ヲシテ其ノ受クル利益ノ限度ニ於テ前項ノ費用ノ全部又ハ一部ヲ負擔セシムルコトヲ得

第七條 主務大臣必要ト認ムルトキハ前條ノ規定ニ依リ公共團體ノ負擔スヘキ毎年度ノ金額ノ最低限度ヲ定ムルコトヲ得

第八條 公共團體ハ第四條又ハ第六條ノ費用ニ充ツル爲左ノ特別税ヲ賦課スルコトヲ得 但シ府縣費ヲ市ニ分賦スル場ニ合於テ市カ營業税又ハ家屋税ヲ賦課スルトキハ主務大臣ノ許可ヲ受ケ其ノ税率ヲ定ムヘシ  
一、地租割、地租百分ノ十二半以内  
二、國稅營業税割、國稅營業税百分ノ十七以内  
三、營業税、雜種税又ハ家屋税各府縣税十分ノ四以内  
四、其ノ外勅令ヲ以テ定ムルモノ  
公共團體ハ主務大臣ノ許可ヲ受ケ公共團體ノ他ノ收入ヲ以

テ第四條又ハ第六條ノ費用ニ充ツルコトヲ得

第九條 都市計畫區域内ニ存スル國有河岸地ニシテ公共ノ用ニ供セサルモノハ第六條ノ費用ヲ負擔スル公共團體ニ之ヲ下付スルコトヲ得

第十條 都市計畫區域内ニ於テ市街地建築物法ニ依ル地域又ハ地區ノ指定變更又ハ廢止ヲ爲ストキハ都市計畫ノ施設トシテ之ヲ爲スヘシ

都市計畫區域内ニ於テハ市街地建築物法ニ依ル地域及地區ノ外土地ノ狀況ニ依リ必要ト認ムルトキハ風致又ハ風紀ノ維持ノ爲メ特ニ地區ヲ指定スルコトヲ得

第十一條 第十六條第一項ノ土地ノ境域内又ハ前條第二項ノ規定ニ依リ指定スル地區内ニ於ケル建築物、土地ニ關スル工

事又ハ權利ニ關スル制限ニシテ都市計畫上必要ナルモノハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第十二條 都市計畫區域内ニ於ケル土地ニ付テハ其ノ宅地トシテノ利用ヲ増進スル爲メ土地區劃整理ヲ施行スルコトヲ得前項ノ土地區劃整理ニ關シテハ本法ニ別段ノ定アル場合ヲ除クノ外耕地整理法ヲ準用ス

第十三條 都市計畫トシテ内閣ノ認可ヲ受ケタル土地區劃整理ハ認可後一年内ニ其ノ施行ニ著手スル者ナキ場合ニ於テハ公共團體ヲシテ都市計畫事業トシテ之ヲ施行セシム前項ノ規定ニ依リ公共團體ノ施行スル土地區劃整理ニ付耕地整理法ヲ準用シ難キ事項ニ關シテハ勅令ヲ以テ必要ナル規定ヲ設クルコトヲ得

第十四條 地方長官土地區劃整理ノ設計ニ關スル認可ヲ爲ス  
場合ニ於テハ主務大臣ノ認可ヲ受クヘシ

第十五條 地方長官土地區劃整理ヲ施行シタル土地ノ地價ハ  
勅令ノ定ムル所ニ依リ之ヲ定ム

第十六條 道路廣場河川港灣公園其ノ他勅令ヲ以テ指定スル  
施設ニ關スル都市計畫事業ニシテ内閣ノ認可ヲ受ケタルモ  
ノニ必要ナル土地ハ之ヲ收用又ハ使用スルコトヲ得

前項土地附近ノ土地ニシテ都市計畫事業トシテノ建築敷地  
造成ニ必要ナルモノハ勅令ノ定ムル所ニ依リ之ヲ收用又ハ  
使用スルコトヲ得

第十七條 土地區劃整理ノ爲又ハ衛生上若ハ保安上ノ必要ニ  
依ル建築物ノ整理ノ爲必要アルトキハ建築物其ノ他ノ工作

物ヲ收用スルコトヲ得

第十八條 前二條ノ規定ニ依ル收用又ハ使用ニ關シテハ本法  
ニ別段ノ定アル場合ヲ除クノ外土地收用法ヲ適用ス

前項ノ規定ニ依ル土地收用法ノ適用ニ付テハ前條ノ工作物  
ハ之ヲ土地ト看做ス

第十九條 第十六條又ハ第十七條ノ規定ニ依ル收用又ハ使用  
ニ付テハ第三條ノ規定ニ依ル都市計畫ノ認可ヲ以テ土地收  
用法ニ依ル事業ノ認定ト看做ス

第二十條 土地收用法第二十二條第一項ノ協議調ハサル場合  
又ハ其ノ協議ヲ爲スコト能ハサル場合ニ於テハ事業執行者  
ハ主務大臣ノ裁定ヲ求ムルコトヲ得

前項ノ場合ニ於テハ收用審査會ノ裁決ヲ求ムルコトヲ得ス

前二項ノ規定ハ損失ノ補償ノ協議ニ關シテハ之ヲ適用セス  
第二十一條 第九條ノ規定ニ依リ下付ヲ受ケタル土地及第十  
六條第二項ノ規定ニ依リ收用シタル土地ノ處分及管理ニ關  
シテハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第二十二條 都市計畫事業ニ依リ生シタル營造物ノ管理ニ付  
特ニ必要アルトキハ勅令ノ定ムル所ニ依リ其ノ管理者ヲ定  
ム

第二十三條 行政執行法第五條及第六條ノ規定竝之ニ基キテ  
發スル命令ハ本法若ハ本法ニ基キテ發スル命令又ハ之ニ依  
リテ爲ス處分ニ依リ行フヘキ作爲又ハ不作爲ヲ行政廳カ強  
制スル場合ニ之ヲ準用ス

第二十四條 本法若ハ本法ニ基キテ發スル命令又ハ之ニ依リ

テ爲ス處分ニ依リ私人ノ義務ニ屬スル負擔金其ノ他ノ費用  
ハ行政廳國稅滯納處分ノ例ニ依リ之ヲ徵收スルコトヲ得  
前項ノ規定ニ依ル徵收金ノ先取特權ノ順位竝其ノ追徵還付  
及時效ニ付テハ行政廳ノ統轄スル公共團體ノ徵收金ノ例ニ  
依ル

第二十五條 本法又ハ本法ニ基キテ發スル命令ニ規定シタル  
事項ニ付行政廳ノ爲シタル處分ニ不服アル者ハ訴願スルコ  
トヲ得

本法ニ依リ行政裁判所ニ出訴スルコトヲ得ル場合ニ於テハ  
主務大臣ニ訴願スルコトヲ得ス

第二十六條 本法又ハ本法ニ基キテ發スル命令ニ規定シタル  
事項ニ付行政裁判所ニ出訴スルコトヲ得

附 則

第二十七條 本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム(大正八年十一月二十七日勅令第四百八十一號ヲ以テ大正九年一月一日ヨリ施行)

第二十八條 東京市區改正條例、東京市區改正土地建物處分規則及大正七年法律第三十六號並之ニ基キテ發シタル命令ハ之ヲ廢止ス

第二十九條 東京市區改正條例及東京市區改正土地建物處分規則ノ適用又ハ準用ヲ受ケタル市ハ第二條ノ規定ニ依リ指定セラレタルモノト看做ス

第三十條 東京市區改正條例又ハ大正七年法律第三十六號ニ依リ内閣ノ認可ヲ受ケタル設計又ハ議定シタル事業ハ各本

法ニ依リ内閣ノ認可ヲ受ケタル都市計畫又ハ都市計畫事業ト看做ス

第三十一條 東京市區改正條例、東京市區改正土地建物處分規則若ハ大正七年法律第三十六號又ハ之ニ基キテ發シタル命令ニ依リ爲シタル處分ハ本法又ハ本法ニ基キテ發スル命令ニ抵觸セサル限り本法ニ依リ爲シタル處分ト看做ス

第三十二條 東京市區改正土地建物處分規則ノ適用又ハ準用ニ依リ行政廳ノ爲シタル處分ニ關シテハ同規則第一條第二項乃至第四項ハ仍其ノ効力ヲ有ス

第三十三條 東京市區改正條例又ハ大正七年法律第三十六號大正七年勅令第八十四號ニ依リ下付ヲ受ケタル官有ノ河岸地ハ其ノ下付ヲ受ケタル市ノ所有ニ屬スル間地租ヲ免除

都市計畫法

ス但シ其ノ市ノ都市計畫事業ノ終リタルトキハ此ノ限ニ在ラス

前項ノ河岸地ヨリ收入スル金額ハ其ノ市ノ都市計畫事業ノ終ル迄之ヲ他ニ支出スルコトヲ得ス

第一項ノ河岸地ノ下付ヲ受ケタル市ハ之ヲ賣却讓與スルコトヲ得ス但シ已ムヲ得サル場合ニ於テ都市計畫委員會ノ議決ヲ經テ主務大臣ノ認可ヲ受ケタルトキハ此ノ限ニ在ラス

### 都市計畫法施行令

(大正八年十一月二十七日勅令第四百八十二號)

第一條 都市計畫事業ハ都市計畫法第二條ノ規定ニ依リ指定スル市ヲ統轄スル行政廳之ヲ執行ス

第二條 前條ノ市ノ區域外ニ於テ又ハ區域外ニ互リ都市計畫事業ヲ執行スル場合ニ於テ内務大臣區域外ニ於ケル事業カ主トシテ區域外ノ公共團體ノ利害ニ關スト認ムルトキハ前條ノ規定ニ拘ラス其ノ公共團體ヲ統轄スル行政廳ヲシテ區域外ニ於ケル事業ヲ執行セシムルコトヲ得

第三條 内務大臣都市計畫事業カ分割シテ之ヲ執行スルコト困難又ハ不利益ト認ムルトキ其ノ他特別ノ事情アリト認ム

都市計畫法施行令



ルトキハ前二條ノ規定ニ拘ラス事業ヲ執行スヘキ行政廳ヲ  
指定スルコトヲ得

第四條 前三條ノ規定ハ行政官廳都市計畫事業ヲ執行スル場  
合ニ之ヲ適用セス

第五條 行政廳ニ非サル者ヲシテ執行セシムコトヲ得ル都市  
計畫事業ノ種類及範圍ハ關係行政廳ノ意見ヲ聞キ都市計畫  
委員會ノ議ヲ經テ内務大臣之ヲ定ム

第六條 行政廳ニ非サル者都市計畫事業ヲ執行セムトスルト  
キハ内務大臣ニ特許ヲ申請スヘシ

第七條 内務大臣ハ前條ノ特許ニ都市計畫上其ノ他公益上必  
要ト認ムル條件ヲ附スルコトヲ得

第八條 前六條ノ特許ヲ受ケタル者事業ヲ實施セムトスルト

キハ設計書ヲ添附シ地方長官ノ認可ヲ受クヘシ

第九條 左ノ各號ノ一ニ該當スル場合ニ非サレハ都市計畫事  
業ニ因リ著シク利益ヲ受クル者ヲシテ事業ノ執行ニ要スル  
費用ヲ負擔セシムルコトヲ得ス

一 行政官廳ノ執行スル事業ニ因リ公共團體カ著シク利益  
ヲ受クルトキ

二 事業地ノ公共團體以外ノ公共團體ヲ又ハ上級公共團體  
ヲ統轄スル行政廳ニ於テ執行スル事業ニ因リ事業地ノ公  
共團體カ著シク利益ヲ受クルトキ

三 事業ニ因リ生シタル營造物カ他ノ工作物ト效用ヲ兼ヌ  
ルニ因リ著シク利益ヲ受クル者アルトキ

四 前各號ノ外都市計畫事業ニ因リ著シク利益ヲ受クル者

ニシテ内務大臣ヨリ指定セラレタルモノアルトキ

第十條 都市計畫法第六條第二項ノ規定ニ依リ負擔セシムル費用ノ金額及其ノ負擔方法ニ付テハ關係者ノ意見ヲ聞キ都市計畫委員會ノ議ヲ經テ内務大臣之ヲ定ム

第十一條 都市計畫法第十六條第一項ノ土地ノ境域内ニ於テ工作物ヲ新築、改築、増築若ハ除却シ、土地ノ形質ヲ變更シ又ハ地方長官ノ指定シタル竹木土石ノ類ヲ採取セムトスル者ハ地方長官ノ許可ヲ受クヘシ 但シ命令ヲ以テ許可ヲ要セスト規定シタルトキハ此ノ限ニ在ラス

第十二條 地方長官ハ前條ノ許可ニ都市計畫事業ノ執行上必要ナル條件ヲ附スルコトヲ得

第十三條 風致維持ノ爲指定スル地區内ニ於ケル工作物ノ新

築、改築、増築若ハ除却、土地ノ形質ノ變更、竹木土石ノ類ノ採取其ノ他風致維持ニ影響ヲ及ホス虞アル行爲ハ地方長官内務大臣ノ認可ヲ受ケ命令ヲ以テ之ヲ禁止シ又ハ制限スルコトヲ得

第十四條 地方長官ハ第十一條ノ規定ニ依リ前條ノ命令又ハ第十二條ノ條件ニ違反シタル者ニ對シ原狀回復ヲ命スルコトヲ得

第十五條 都市計畫法第十三條第一項ノ規定ニ依ル公共團體ノ土地區劃整理ノ施行ハ内務大臣之ヲ命ス

第十六條 前條ノ土地區劃整理ノ施行ニ要スル費用ハ整理地區内ノ土地所有者又ハ關係人ノ負擔トス

第十七條 公共團體第十五條ノ規定ニ依リ土地區劃整理ノ施

都市計畫法施行令

行ヲ命セラレタルトキハ設計書、費用負擔方法及耕地整理法  
第三十條第二項ノ規約ニ代ルヘキ處分方法ヲ定メテ之ヲ告  
示シ十日間土地所有者及關係人ノ縦覽ニ供シタル後地方長  
官ノ認可ヲ受クヘシ  
土地所有者又ハ關係人前項ノ設計書、費用負擔方法及ハ處分  
方法ニ關シ異議アルトキハ前項ニ掲クル期間内ニ地方長官  
ニ之ヲ申出ツルコトヲ得  
前項ノ規定ニ依ル異議ノ申出アリタルトキハ地方長官ハ都  
市計畫委員會ノ議決ニ付スヘシ  
地方長官ハ前項ノ議決カ設計書、費用負擔方法及ハ處分方法  
ノ變更ヲ必要トスルトキハ公共團體カ變更ヲ爲シタルトキ  
ハ其ノ變更シタル部分ニ付第一項ノ手續ヲ爲スヘシ

第十八條 前二條ノ土地所有者及關係人ノ異義ニ關シテハ耕  
地整理法ノ定ムル所ニ依ル

第十九條 第十五條ノ土地區劃整理ノ施行ニ付テノ耕地整理  
法ノ準用ニ關シテハ同法第四十二條ノ二、第四十七條及第四  
十八條ノ組合ハ土地區劃整理ヲ施行スル公共團體トシ同法  
第四十三條第一項及第四十四條ノ耕地整理組合ノ地區ハ土  
地區劃整理ノ地區トス

第二十條 土地區劃整理施行ノ土地ノ地價ニ關シテハ耕地整  
理法第十二條、第十三條、第十四條第二項乃至第五項及第十四  
條ノ二乃至第十六條ノ規定ヲ準用ス  
土地區劃整理ヲ施行スルニ當リ開墾又ハ地目變換ヲ爲シタ  
ル場合ニ於テハ工事完了ノトキ開墾又ハ變換シタル土地ニ

對シ從前ノ地域ニ依リ其ノ地價ヲ修正シ修正地價ヲ以テ耕地整理法第十三條第一項ノ現地價トス

前項ノ規定ハ第一項ノ場合ニ於テ之ヲ耕地整理法第十四條第二項、第三項及第五項並第十五條ノ規定中同法第十四條第一項ノ規定ト看做ス

第二十一條 鐵道、軌道、運河、水道、下水道、土地區劃整理、運動場、一團地ノ住宅經營、市場、屠場、墓地、火葬場及塵埃燒却場ハ都市計畫法第十六條第一項ノ規定ニ依リ之ヲ指定ス

第二十二條 都市計畫法第十六條第二項ノ規定ニ依ル收用又ハ使用ハ土地區劃整理ヲ施行スル必要アル場合ニ限り之ヲ爲スコトヲ得

第二十三條 前條ノ規定ニ依リ收用シタル土地ハ土地區劃整

理ノ工事完了後ニ非サレハ之ヲ費却シ又ハ貸付スルコトヲ得ス

第二十四條 前條ノ規定ニ依ル土地ノ賣却又ハ貸付ハ左ニ掲クル者ニ對シ每筆競争入札ニ依リテ之ヲ行フ

一 其ノ土地ノ附近地カ都市計畫法第十六條第一項ノ規定ニ依リ收用セラレタル場合ニ於テ其ノ收用セラレタル附近地ノ全部又ハ一部ヲ收用ノ際所有シタル者又ハ其ノ相續人

二 前號ノ附近地ノ上ニ存シタル家屋ヲ其ノ附近地收用ノ際所有シタル者

三 其ノ土地ノ全部又ハ一部ヲ其ノ土地收用ノ際所有シタル者又ハ其ノ相續人

四 其ノ土地ノ上ニ存シタル家屋ヲ其ノ土地收用ノ際所有シタル者

前項ニ掲クル者一人ナルトキハ其ノ者ニ對シ隨意契約ニ依リ賣却又ハ貸付スルコトヲ得

第二十五條 前條ノ規定ニ依リ賣却又ハ貸付スルコトヲ得サル土地ノ賣却又ハ貸付ニ付テハ一般ノ競争入札ニ依ル

第二十六條 一宅地ヲ爲スニ足ラサル殘地ハ隣地所有者ニ對シ隨意契約ニ依リ賣却又ハ貸付スルコトヲ得

第二十七條 都市計畫事業ニ要スル國有地ハ事業ノ執行ニ要スル費用ヲ負擔スル公共團體ヲシテ無償ニテ之ヲ供用セシメ其ノ地ニ存スル國有ノ建築物ハ無償ニテ其ノ公共團體ニ之ヲ交付ス

第二十八條 都市計畫法第九條ノ規定ニ依リ下付ヲ受ケタル土地ハ都市計畫事業ノ財源ト爲ス爲基本財産トシテ管理スヘシ但シ特別ノ事由ニ依リ内務大臣ノ認可ヲ受ケタルトキハ此ノ限ニ在ラス

第二十九條 公共團體ハ第二十三條ノ土地ノ賣却若ハ貸付ニ付又ハ都市計畫法第十六條第二項ノ規定ニ依リ收用シタル土地若ハ前二條ノ土地ノ管理方法ニ付必要ナル規定ヲ定メ地方長官ヲ經由シ内務大臣ノ認可ヲ受クヘシ

第三十條 内務大臣必要ト認ムルトキハ都市計畫事業ニ依リ生シタル營造物ノ管理者ヲ指定スルコトヲ得

附 則

本令ハ都市計畫法施行ノ日ヨリ之ヲ施行ス

都市計畫法施行令

都市計畫委員會官制

(大正八年十一月二十七日  
勅命第四百八十三號)

第一條 都市計畫委員會ハ内務大臣ノ監督ニ屬シ法律勅令ニ依リ其ノ權限ニ屬セシメタル事項其ノ他都市計畫上必要ナル事項ヲ調査審議ス

第二條 都市計畫委員會ハ都市計畫ニ關スル事項ニ付關係各大臣ノ諮問ニ應シ又關係各大臣ニ建議スルコトヲ得

第三條 都市計畫委員會ハ都市計畫中央委員會及都市計畫地方委員會トス

第四條 都市計畫中央委員會ハ内務省ニ之ヲ置キ都市計畫地方委員會ハ都市計畫法第二條ノ規定ニ依リ指定スル市ニ之

ヲ置ク

第五條 都市計畫委員會ノ議決ヲ經ヘキ事項ニシテ左ニ掲クルモノハ地方委員會ノ議決ヲ經タル後中央委員會ノ議決ヲ經ヘシ

一 都市計畫區域ノ全部ニ互ル計畫及其ノ變更

二 都市計畫事業ニシテ都市計畫區域内ニ居住スル者ニ特

ニ重大ナル利害關係アルモノ及其ノ變更

三 前各號ニ掲クルモノヲ除クノ外内務大臣特ニ必要ト認

ムルモノ

中央委員會ハ地方委員會ノ議決シタル事項ヲ修正シテ議決シタルトキハ之ヲ地方委員會ニ回付スヘシ此ノ場合ニ於テ地方委員會カ中央委員ノ修正議決ニ同意シタルトキハ之

都市計畫委員會官制

ヲ以テ都市計畫委員會ノ議決トス 修正議決ニ同意セス別  
段ノ議決ヲ爲シタルトキハ内務大臣ノ適當ト認ムル議決ヲ  
以テ都市計畫委員會ノ議決ト看做ス

第一項ニ掲クル事項以外ノモノハ地方委員會ノ議決ヲ以テ  
都市計畫委員會ノ議決トス

第六條 中央委員會及地方委員會ハ會長及委員ヲ以テ之ヲ組  
織ス

第七條 中央委員會ノ會長ハ内務大臣ヲ以テ之ヲ充ツ

地方委員會ノ會長ハ地方長官ヲ以テ之ニ充ツ 但シ東京市

ニ置ク地方委員會ノ會長ハ内務次官ヲ以テ之ヲ充ツ

第八條 中央委員會ノ委員ハ左ニ掲クル者ヲ以テ之ニ充ツ

一 關係各廳高等官 十六人以内

二 學識經驗アル者 十二人以内

地方委員會ノ委員ハ左ニ掲クル者ヲ以テ之ニ充ツ

一 都市計畫法第二條ノ規定ニ依リ指定スル市ノ市長

二 關係各廳高等官 十人以内

三 第一號ノ市ノ市會議員 市會議員定數ノ六分ノ一

以内

四 關係府縣會議員 三人以内

五 市長以外ノ第一號ノ市ノ市吏員 二人以内

六 學識經驗アル者 十人以内

七 東京市ニ置ク地方委員會ニ在リテハ警視總監及東京府

知事

特定ノ事項ニ付必要アルトキハ臨時委員ヲ命シ其ノ事項ノ

都市計畫委員會官制



議事ニ參與シ決議ノ數ニ加ハラシムルコトヲ得

第二項第一號及第七號ニ掲クル者事故アル時ハ其ノ職務ヲ代理スル者議事ニ參與シ決議ノ數ニ加ハルコトヲ得  
市會及府縣會ハ第二項第三號及第四號ノ規定ニ依リ委員タルヘキ者ヲ選舉スヘシ

第九條 委員及臨時委員ハ前條第二項第一號及第七號ニ揚クル者ヲ除クノ外内務大臣ノ奏請ニ依リ内閣ニ於テ之ヲ命ス  
第十條 會長ハ會務ヲ總理ス

會長事故アルトキハ中央委員會ニ在リテハ内務大臣ノ東京市ニ置ク地方委員會ニ在リテハ内務次官ノ其ノ他ノ地方委員會ニ在リテハ地方長官ノ指名シタル委員其ノ職務ヲ代理ス

十二八

第十一條 委員會ハ都市計畫ニ關シ必要アル時ハ期間ヲ指定

シ關係府縣都市町村ヲシテ特定ノ事項ニ付調査ヲ爲サシメ又ハ必要ナル圖書類ヲ提出セシムルコトヲ得

委員會ニ委員又ハ臨時委員ヲ派遣シテ都市計畫事業執行ノ狀況ヲ検査セシムルコトヲ得

第十二條 委員會ハ會長之ヲ招集ス  
會長ハ委員會開會ノ日ヨリ少クトモ三日前ニ招集及會議ノ事項ヲ委員及臨時委員ニ通知スヘシ但シ急施ヲ要スル場合ハ此ノ限ニ在ラス

第十三條 委員會ハ委員及臨時委員ノ半數以上出席スルニ非サレハ會議ヲ開クコトヲ得ス

第十四條 會長ハ會議ノ議長ト爲ル

都市計畫委員會官制



委員會ノ議事ハ出席ノ委員及臨時委員ノ過半数ヲ以テ之ヲ決ス 可否同數ナルトキハ議長ノ決スル所ニ依ル

第十五條 會長ハ委員十人以内ヲ以テ常務委員會ヲ組織セシムルコトヲ得

委員會ハ其ノ權限ニ屬スル事項ニシテ輕易ナルモノヲ常務委員會ニ委任スルコトヲ得

會長ハ常務委員會ヲシテ委員會ノ會議事項ヲ豫メ審査セシムルコトヲ得

常務委員會ハ委員會ヨリ委任ヲ受ケタル事項ヲ處理スルコトヲ得

第十六條 委員會ニ左ノ職員ヲ置ク

幹事 若干人

技師 奏任 〔中央委員會ニ在リテハ專任二人 地方委員會ニ在リテハ專任各四人以内〕

書記 判任 〔中央委員會ニ在リテハ專任二人 地方委員會ニ在リテハ專任各八人以内〕

技手 判任 〔中央委員會ニ在リテハ專任二人 地方委員會ニ在リテハ專任各八人以内〕

幹事ハ内務大臣ノ奏請ニ依リ關係各廳高等官、市吏員及學識經驗アル者ノ中ヨリ内閣ニ於テ之ヲ命ス

第十七條 幹事ハ會長ノ指揮ヲ承ケ庶務及技術ニ従事ス

第十八條 委員又ハ臨時委員會務ニ依リ旅行スルトキハ旅費ヲ給ス

前項旅費ノ支給ニ關シテハ明治四十四年勅令第百六十一號

第一條及第三條ノ規定ヲ準用ス

附則

本令ハ都市計畫法施行ノ日ヨリ之ヲ施行ス

都市計畫委員會官制

都市計畫調査會官制ハ之ヲ廢止ス  
地方委員會ニ要スル費用ハ當分ノ内府縣ノ負擔トス  
東京市、京都市、大阪市、橫濱市、神戸市及名古屋市ノ市區改正委員  
會ノ委員ニシテ東京市區改正委員會組織權限規程第一條第二  
項第五號ノ規定又ハ大正七年勅令第百八十三號第二條第四號  
ノ規定ニ依リ任命セラレタル者ハ第八條ノ規定ニ依リ任命セ  
ラレタル委員ト着做ス

### 市街地建築物法

(大正八年四月四月  
法律第三十七號)

第一條 主務大臣ハ本法ヲ適用スル區域内ニ住居地域、商業地  
域、又ハ工業地域ヲ指定スルコトヲ得

第二條 建築物ニシテ住居ノ安寧ヲ害スル虞アル用途ニ供ス  
ルモノハ住居地域内ニ之ヲ建築スルコトヲ得ス  
第三條 建築物ニシテ商業ノ利便ヲ害スル虞アル用途ニ供ス  
ルモノハ商業地域内ニ之ヲ建築スルコトヲ得ス  
第四條 工場、倉庫其ノ他之ニ準スヘキ建築物ニシテ規模大ナ  
ルモノ又ハ衛生上有害若ハ保安上危險ノ虞アル用途ニ供ス  
ルモノハ工業地域内ニ非サレハ之ヲ建築スルコトヲ得ス  
主務大臣必要ト認ムルトキハ前項ノ建築物ニシテ著シク衛  
生上有害又ハ保安上危險ノ虞アル用途ニ供スルモノニ付テ  
ハ工業地域内ニ於テ其ノ建築ニ付特別地區ヲ指定スルコト  
ヲ得

第五條 前三條ニ規定スル建築物ノ種類ハ勅令ヲ以テ之ヲ定

市街地建築物法

第六條 前四條ノ規定ノ適用ニ付テハ新ニ建築物ノ用途ヲ定メ又ハ建築物ヲ他ノ用途ニ供スルトキハ其ノ用途ニ供スル建築物ヲ建築スルモノト看做ス

第七條 道路敷地ノ境界線ヲ以テ建築線トス 但シ特別ノ事由アルトキハ行政官廳ハ別ニ建築線ヲ指定スルコトヲ得

第八條 建築物ノ敷地ハ建築線ニ接セシムルコトヲ要ス 但シ特別ノ事由アル場合ニ於テ行政官廳ノ許可ヲ受ケタルトキハ此ノ限ニ在ラス

第九條 建築物ハ建築線ヨリ突出セシムルコトヲ得ス 但シ建築線カ道路幅ノ境界線ヨリ後退シテ指定セラレタルモノナルトキハ命令ノ定ムル所ニ依リ建築物ノ前面突出部又ハ

基礎ハ道路幅ノ境界線ヲ超エサル範圍内ニ於テ建築線ヨリ之ヲ突出セシムルコトヲ得

第十條 行政官廳ハ市街ノ體裁上必要ト認ムルトキハ建築線ニ面シテ建築スル建築物ノ壁面ノ位置ヲ指定スルコトヲ得

第十一條 建築物ヲ建築スル場合ニ於ケル其ノ高又ハ其ノ敷地内ニ存セシムヘキ空地ニ關シテハ地方ノ狀況、地域及地區ノ種別、土地ノ状態、建築物ノ構造、前面道路ノ幅員等ヲ參酌シ勅令ヲ以テ必要ナル規定ヲ設クルコトヲ得

第十二條 主務大臣ハ建築物ノ構造、設備又ハ敷地ニ關シ衛生上又ハ保安上必要ナル規定ヲ設クルコトヲ得

第十三條 主務大臣ハ火災豫防上必要ト認ムルトキハ防火地區ヲ指定シ其ノ地區内ニ於ケル防火設備又ハ建築物ノ防火

構造ニ關シ必要ナル規定ヲ設クルコトヲ得

防火地區内ニ於テハ建物ノ部分ヲ爲ス防火壁ハ土地境界線ニ接シ之ヲ設クルコトヲ得

第十四條 主務大臣ハ學校、集會場、劇場、旅館、工場、倉庫、病院、市場、屠場、火葬場其ノ他命令ヲ以テ指定スル特殊建築物ノ位置、構造、設備又ハ敷地ニ關シ必要ナル規定ヲ設クルコトヲ得

第十五條 主務大臣ハ美觀地區ヲ指定シ其ノ地區内ニ於ケル建築物ノ構造、設備又ハ敷地ニ關シ美觀上必要ナル規定ヲ設クルコトヲ得

第十六條 主務大臣ハ建築物ノ工事執行ニ關シ必要ナル規定ヲ設クルコトヲ得

第十七條 行政官廳ハ建築物左ノ各號ノ一ニ該當スル場合ニ

於テハ其ノ除去、改築、修繕、使用禁止、使用停止其ノ他ノ必要ナル措置ヲ命スルコトヲ得

一 保安上危險ト認ムルトキ

二 衛生上有害ト認ムルトキ

三 本法又ハ本法ニ基キテ發スル命令ニ違反シテ建築物ヲ

建築シタルトキ

第十八條 本法適用區域ノ設定若ハ變更、地域若ハ地區ノ指定若ハ變更其ノ他ノ場合ニ於テ從來存在スル建築物カ其ノ後新ニ建築セラレタリトセハ本法又ハ本法ニ基キテ發スル命令ニ違反スヘキモノナルトキ行政官廳ハ相當ノ期間ヲ指定シ其ノ建築物ニ付前條ニ掲クル必要ナル措置ヲ命スルコトヲ得

前項ノ規定ニ依ル措置ヲ命スルトキハ勅令ノ定ムル所ニ依

リ建築物所在地ノ公共團體ヲシテ損失ヲ補償セシム

前項ノ規定ニ依リ補償ヲ受クヘキ者補償金額ニ付不服アル

トキハ其ノ金額決定ノ通知ヲ受ケタル日ヨリ三月内ニ通常

裁判所ニ出訴スルコトヲ得 此ノ場合ニ於テハ訴願シ又ハ

行政裁判所ニ出訴スルコトヲ得ス

第十九條 建築主、建築工事請負人、建築工事管理者又ハ建築物

ノ所有者若ハ占有者本法若ハ本法ニ基キテ發スル命令又ハ

之ニ基キテ爲ス處分ニ違反シタルトキハ二千圓以下ノ罰金

又ハ科料ニ處ス

第二十條 前條ノ規定ハ前條ニ掲クル者未成年者又ハ禁治産

者ナルトキハ其ノ法定代理人ニ之ヲ適用ス 但シ營業ニ關

シ成年者ト同一ノ能力ヲ有スル未成年者其ノ營業ニ關シ前  
條ニ規定スル違反ヲ爲シタルトキハ此ノ限ニ在ラス  
前條ニ掲クル者ハ其ノ代理人、戶主、家族、同居者、雇人其ノ他ノ  
從業者其ノ營業ニ關シ前條ニ規定スル違反ヲ爲シタルトキ  
ハ自己ノ指揮ニ出テサルノ故ヲ以テ處罰ヲ免ルルコトヲ得  
ス

前條ニ掲クル者法人ナルトキハ明治三十三年法律第五十二  
號ヲ準用ス

第二十一條 本法又ハ本法ニ基キテ發スル命令ニ規定シタル  
事項ニ付行政官廳ノ爲シタル處分ニ不服アル者ハ訴願スル  
コトヲ得

本法ニ依リ行政裁判所ニ出訴スルコトヲ得ル場合ニ於テハ

主務大臣ニ訴願スルコトヲ得ス

第二十二條 本法又ハ本法ニ基キテ發スル命令ニ規定シタル事項ニ付行政官廳ノ爲シタル違反處分ニ因リ權利ヲ毀損セラレタリトスル者ハ行政裁判所ニ出訴スルコトヲ得

第二十三條 本法適用ノ區域ハ勅令ヲ以テ指定スル市、區、其ノ他ノ市街地トス

特別ノ必要アル場合ニ於テハ勅令ヲ以テ其ノ定ムル所ニ依リ前項ノ市街地ノ外ニ亘リ本法適用ノ區域ヲ定ムルコトヲ得

第二十四條 本法ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ建築工事中ノ建築物、建築工事ニ著手セサルモ設計アル建築物又ハ建築物ニ非サル工作物ニ之ヲ準用スルコトヲ得

第二十五條 本法ニ於テ道路ト稱スルハ幅員九尺以上ノモノヲ謂ス

道路ノ新設又ハ變更ノ計畫アルトキハ勅令ノ定ムル所ニ依リ其ノ計畫ノ道路ハ之ヲ道路ト看做ス

附 則

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム (大正九年十一月十七日勅令第五百三十九號ヲ以テ大正九年十二月一日ヨリ施行)

市街地建築物施行法令

(大正九年九月二十九日勅令第四百三十八號)

第一條 建築物左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ住居地域内ニ之ヲ建築スルコトヲ得ス  
一 常時十五人以上ノ職工ヲ使用スル工場、常時使用スル原

市街地建築物法施行令

- 動機馬力數ノ合計ニテ超過スル工場又ハ汽罐ヲ使用スル工場但シ行政官廳住居ノ安寧ヲ害スル虞ナシト認ムルモノ又ハ公益上己ムヲ得スト認ムルモノハ此ノ限ニ在ラス
- 二 五臺以上ノ自動車ヲ當時收容スル車庫
  - 三 劇場、活動寫真館、寄席又ハ觀物場
  - 四 待合又ハ貸座敷
  - 五 倉庫業ヲ營ム倉庫
  - 六 火葬場
  - 七 屠場
  - 八 塵埃燒却場
  - 九 前各號ニ掲クルモノヲ除クノ外行政官廳住居ノ安寧ヲ害スル虞アリト認メ命令ヲ以テ指定スルモノ

第二條 建築物左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ商業地域内ニ之ヲ建築スルコトヲ得ス

- 一 常時五十人以上ノ職工ヲ使用スル工場又ハ常時使用スル原動機馬力數ノ合計十ヲ超過スル工場但シ日刊新聞印刷所及行政官廳商業ノ利便ヲ害スル虞ナシト認ムルモノ又ハ公益上己ムヲ得スト認ムルモノハ此ノ限ニ在ラス
  - 二 前條第六號乃至第八號ニ該當スルモノ
  - 三 前各號ニ掲クルモノヲ除クノ外行政官廳商業ノ利便ヲ害スル虞アリト認メ命令ヲ以テ指定スルモノ
- 第三條 建築物左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ工業地域内ニ非サレハ之ヲ建築スルコトヲ得ス
- 一 常時百人以上ノ職工ヲ使用スル工場又ハ常時使用スル

原動機馬力數ノ合計三十ヲ超過スル工場但シ第一條第一號但書又ハ前條第一號但書ニ該當スルモノハ此ノ限ニ在ラス

二 左ニ掲クル事業ヲ營ム工場但シ行政官廳衛生上有害ノ又ハ保安上危險ノ虞ナシト認ムルモノハ此ノ限ニ在ラス  
イ 銃砲火藥類取締法ノ火藥類ノ製造

ロ 鹽素酸鹽類、過鹽素酸鹽類、「ピクリン」酸、「ピクリン」酸鹽類、黃磷、赤磷、硫化磷、「カリウム」、「ナトリウム」、「マグネシウム」、「過酸化水素、過酸化」カリウム、「過酸化」ナトリウム、「過酸化」バリウム、「硫化炭素」、「エーテル」、「コロヂウム」、「アルコホール」、「木精」、「アセトン」、「ベンゾール」、「キシロール」、「トルオール」、「テレピン」油、硝化纖維素、「セル

ロイド」、石油類其ノ他之ニ類スル引火性又ハ發火性物品ノ製造

ハ 硫黃、沃度、「ブローム」、四鹽化炭素、鹽化硫黃、鹽酸、硝酸、磷酸、弗化水素、醋酸、無水醋酸、石炭酸、安息香酸、苛性加里、苛性曹達、「アムモニア」水、炭酸加里、炭酸曹達、「クロー」石灰次硝酸蒼鉛、「チアン」化合物、砒素化合物、「バリウム」化合物、水銀化合物、鉛化合物、銅化合物、亞硫酸鹽類、「フォルマリン」、「クロロホルム」、「イヒチオール」、「ズルフオナール」、「グリセリン」、「アンチフェブリン」、「アスピリン」、「クレオソート」、「グアヤコール」等其ノ製造ニ際シ有臭又ハ有害ノ瓦斯又ハ廢液ヲ生スル物品ノ製造

ニ 水銀ヲ用ユル計器ノ製造

市街地建築物法施行令



ホ 燐寸ノ製造

ヘ 金屬ノ熔融又ハ精煉

ト 乾燥油又ハ熔劑ヲ用ユル擬革紙布又ハ防水紙布ノ製造

チ 肥料ノ製造

リ 動物質原料ノ化製

ヌ 製革又ハ毛皮ノ精製

ル 骨、角又ハ貝殻ノ乾燥研磨

ヲ 製油又ハ製蠟

ワ 染料、顔料又ハ塗料ノ製造

カ 煉瓦又ハ坩堝ノ製造

ヨ 「アスファルト」ノ製造

タ 「セメント」、石膏、石灰、煨製石灰、炭化石灰又ハ石灰塗素ノ製造

レ 古綿又ハ襪襪類ノ精製

ソ 礦石類、黒鉛、硝子、煉瓦、陶磁器等ノ粉碎

ツ 石炭瓦斯又ハ壓縮瓦斯ノ製造

ネ 「コークス」ノ製造

ナ 石炭「タール」、木「タール」、石油蒸餾産物又ハ其ノ残渣

ヲ 原料トスル製造

ラ 石鹼ノ製造

ム 製紙

ウ 溶劑ヲ用ユル護謨製品ノ製造

井 鋼釘又ハ鋼球ノ製造

市街地建築物法施行令

ノ 汽罐ノ製造  
オ 金屬ノ壓延又ハ伸線  
ク 炭素製品ノ製造

三 前號ニ掲クルモノヲ除クノ外行政官廳衛生上有害ノ又ハ保安上危険ノ虞アリト認メ命令ヲ以テ指定スル事業ヲ營ム工場

四 第二號イ、ロ、ホ、リ及レノ物品ノ貯藏又ハ處理ニ供スルモノ但シ行政官廳衛生上有害ノ又ハ保安上危険ノ虞ナシト認ムルモノハ此ノ限ニ在ラス

五 前號ニ掲クルモノヲ除クノ外行政官廳衛生上有害ノ又ハ保安上危険ノ虞アリト認メ命令ヲ以テ指定スル物品ノ貯藏又ハ處理ニ供スルモノ

第四條 建築物ノ高ハ住居地域内ニ於テハ六十五尺ヲ、住居地域外ニ於テハ百尺ヲ超過スルコトヲ得ス 但シ建築物ノ周圍ニ廣濶ナル公園、廣場、道路其ノ他ノ空地アル場合ニ於テ行政官廳交通上、衛生上、及保安上支障ナシト認ムルトキハ此ノ限ニ在ラス

第五條 煉瓦造建築物及石造建築物ハ高六十五尺軒高五十尺ヲ木造建築物ハ高五十尺軒高三十八尺階數三ヲ、木骨煉瓦造建築物及木骨石造建築物ハ高三十六尺軒高二十六尺ヲ超過スルコトヲ得ス  
前項ノ石造ニハ人造石造及『コンクリート』造ヲ、木造ニハ土藏ヲ包含ス  
第一項ノ木骨煉瓦造建築物トハ厚三寸以上ノ煉瓦積ヲ以テ

木骨ヲ被覆又ハ填充シテ外壁ヲ構成スルモノヲ謂ヒ木骨石造建築物トハ厚三寸以上ノ石、人造石又ハ「コンクリート」ヲ以テ木骨ヲ被覆又ハ填充シテ構成スルモノヲ謂フ

一建築物ニシテ外壁二種以上ノ構造ヨリ成ルモノニ付テハ

第一項ノ規定ノ適用ニ關シ制限ノ最嚴ナルモノニ依ル

第一項ノ階數ニハ屋階及地階ヲ包含セス

第六條 前二條ニ規定スル建築物ノ高トハ地盤面ヨリ建築物ノ最高部迄ノ高ヲ謂フ

前條第一項ノ軒高トハ地盤面ヨリ建築物ノ外壁上端迄ノ高外壁上端ニ扶欄、扶壁又ハ軒蛇腹アルトキハ其ノ最高部迄ノ高、出軒ノ場合ニハ軒桁上端迄ノ高ヲ謂フ 但シ切妻ノ部分ハ軒高ニ之ヲ算入セス

前二項ノ地盤面ニ高低アルトキハ行政官廳其ノ地盤面ヲ認定ス

第七條 建築物各部分ノ高ハ其ノ部分ヨリ建築物ノ敷地ノ前面道路ノ對側境界線迄ノ水平距離ノ一倍四分ノ一ヲ超過スルコトヲ得ス 且其ノ前面道路幅員ノ一倍四分ノ一ニ二十五尺ヲ加ヘタルモノヲ限度トス 但シ住居地區域外ニ在ル建築物ニ付テハ一倍四分ノ一ヲ一倍二分ノ一トス 前項ノ高トハ前面道路ヨリノ高ヲ謂フ

第八條 建築物ノ敷地カ幅員同シカラサル二以上ノ道路ニ接スル場合ニ於テ一ノ道路ノ境界線迄ノ水平距離カ其ノ道路幅員ノ一倍二分ノ一以内ニシテ且八十尺以内ノ區域ノ内ニ在ル建築物各部分ノ高ニ付テハ前條ノ規定ノ適用ニ關シ其

ノ道路ヲ前面道路ト看做ス

前項ノ規定ニ依ル前面道路二以上アル場合ニ於テ其ノ幅員同シカラサルトキハ幅員小ナル前面道路ハ幅員最大ナル前面道路ト同一ノ幅員ヲ有スルモノト看做ス

第一項ノ場合ニ於テ同項ニ規定スル區域ノ外ニ在ル建築物各部分ニ付テハ幅員最大ナル道路ヲ前面道路ト看做ス

第九條 道路境界線カ建築線ト一致セサル場合ニ於テハ道路境界線又ハ道路幅員ニ關スル前二條ノ規定ノ適用ニ關シ建築線ヲ其ノ道路境界線ト看做ス

第十條 建築物ノ敷地左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ前三條ノ規定ニ拘ラス行政官廳別段ノ定ヲ爲スコトヲ得

一 公園、廣場、河、海ノ類ニ接スルトキ

二 前面道路ノ對側ニ公園、廣場、河、海ノ類アルトキ

三 其ノ地盤面ト前面道路ノ路面トノ高低ノ差著シキトキ

四 高低ノ差著シキ二以上ノ道路ニ接スルトキ

五 道路ノ終端ニ位スルトキ

第十一條 行政官廳ハ命令ヲ以テ特ニ道路ヲ指定シ之ニ面スル建築物ノ高ノ最低限度ヲ定ムルコトヲ得

第十二條 煙突、棟飾、避雷針、旗竿、風見竿等建築物ノ屋上ニ突出スルモノノ高ハ建築物ノ高ニ之ヲ算入セス

裝飾塔、物見塔、屋窓、昇降機塔、水槽等建築物ノ屋上突出部ノ高ハ行政官廳命令ノ定ムル所ニ依リ建築物ノ高ニ算入セサルコトヲ得

第十三條 本令中高ニ關スル規定ハ煙突、物見塔、扛重機、水槽、無